

資料

資料Ⅰ 北九州市障害福祉施策推進協議会 委員名簿

※令和6年(2024年)3月
順)

(敬称略：五十音)

No.	氏名	職名等	備考
1	池田 博志	北九州市障害者施設協議会 会長	
2	伊野 和子	北九州市自閉症協会 事務局長	
3	今村 浩司	西南女学院大学 教授	
4	榎 正寿	公益社団法人北九州市障害福祉ボランティア協会 理事	
5	落野 朝美	北九州市特別支援学校PTA連合会 会長	
6	小野 隆生	公益社団法人北九州市医師会 理事	
7	河野 輝彦	八幡公共職業安定所 業務第2次長	
8	小橋 祐子	特定非営利活動法人北九州小規模連 理事・事務局長	
9	柴田 裕之	福岡県弁護士会北九州部会 弁護士	
10	白川 幸子	社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会 当事者活動委員会 委員	
11	高橋 朱美	福岡県視覚障害者友好協会 北九州支部支部員	
12	田中 久美子	北九州市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長	
13	鳥越 清之	北九州市立総合療育センター 所長	
14	中村 貴志	福岡教育大学 教授	会長
15	久森 栄子	北九州市手をつなぐ育成会(親の会) 副会長	
16	民田 森夫	精神保健福祉士	
17	森川 久美子	あかつき会家族会 (旧称：北九州精神障がい者家族会連合会)	
18	森 聖子	公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会 常務理事	
19	山田 貴代加	福岡県難病団体連絡会北九州支部 常任幹事	
20	山田 貴広	北九州市障害者基幹相談支援センター センター長	

資料2 「北九州市障害者支援計画」策定の経緯

日 程	会 議 ・ 議 題 等
令和4年 9月 (2022年)	令和4年度北九州市障害児・者等実態調査の実施
令和5年 2月22日 (2023年)	令和4年度第2回北九州市障害者施策推進協議会 ・「令和4年度北九州市障害児・者等実態調査」について ・「(次期)北九州市障害者支援計画」の策定について
令和5年 3月22日 (2023年)	令和4年度北九州市障害児・者等実態調査の結果について 保健福祉委員会に報告
令和5年 5月16日 (2023年)	令和5年度第1回北九州市障害者施策推進協議会 ・「(次期)北九州市障害者支援計画」の体系(案)について ・「(次期)北九州市障害者支援計画」の計画(案)について
令和5年 7月20日 (2023年)	令和5年度第1回北九州市障害者差別解消支援地域協議会 ・(次期)北九州市障害者支援計画について
令和5年 7月24日 (2023年)	令和5年度第2回北九州市障害者施策推進協議会 ・「(次期)北九州市障害者支援計画」の計画(案)について
令和5年 8月 1日 (2023年)	令和5年度第1回北九州市発達障害者支援地域協議会 ・(次期)北九州市障害者支援計画について
令和5年 8月23日 (2023年)	令和5年度第3回北九州市障害者施策推進協議会 ・「第7期北九州市障害福祉計画」及び「第3期北九州市 障害児福祉計画」の計画(案)について
令和5年 8月31日 (2023年)	令和5年度第1回北九州市精神保健福祉審議会 ・(次期)北九州市障害者支援計画について
令和5年 9月 1日 (2023年)	令和5年度北九州市障害者自立支援協議会 第1回総会 ・(次期)北九州市障害者支援計画について
令和5年 9月29日 (2023年)	令和5年度北九州市障害者自立支援協議会 第1回全体会 ・(次期)北九州市障害者支援計画について
令和5年10月20日 (2023年) ・ 26 日	北九州市障害福祉団体連絡協議会 ・「(次期)北九州市障害者支援計画」について意見交換
令和5年10月23日 (2023年)	第11回北九州市難病対策地域協議会 ・(次期)北九州市障害者支援計画について
令和5年11月21日 (2023年)	令和5年度第4回北九州市障害者施策推進協議会 ・北九州市障害者支援計画(試案)について ・市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について
令和5年12月14日 (2023年)	(次期)障害者支援計画素案の策定及び市民意見の募集に ついて保健福祉委員会に報告
令和5年12月19日 (2023年)	令和5年度北九州市社会福祉審議会 ・「(次期)北九州市障害者支援計画」の策定について
令和5年12月20日 (2023年) ～6年 1月19日 (2024年)	「(次期)北九州市障害者支援計画」(素案)に対する市民意 見提出手続(パブリックコメント)の実施
令和6年 1月31日 (2024年)	令和5年度第5回北九州市障害者施策推進協議会 ・市民意見提出手続(パブリックコメント)の結果について ・北九州市障害者支援計画(素案)の修正について
令和6年 2月 8日 (2024年)	(次期)障害者支援計画素案に対する市民意見の募集結果 及び最終案について保健福祉委員会に報告

資料3 令和4年度（2022年度）北九州市障害児・者等実態調査概要

1 目的

令和5年度（2023年度）に策定する「（次期）北九州市障害者支援計画」の基礎資料とするとともに今後の障害福祉施策の参考とするため、市内に在住する障害児・者に対して、生活実態やサービス利用状況等についての調査を実施。

また、市民に対して、障害のある方への理解や関心の程度等の調査を実施。

2 調査方法

- (1) 郵送によるアンケート形式（同封の返信用封筒にて回収）【9月】
- (2) 調査員による聞き取り調査【9～10月】
- (3) 市政モニターアンケート【10月】

3 調査対象

(1) 郵送によるアンケート形式での調査

- ・ 身体障害のある人、知的障害のある人、障害のある子ども、精神障害のある人、発達障害のある人及び難病患者を対象として実施。
- ・ 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、障害のある子どもは各手帳所持者から無作為抽出。
（精神障害のある人は、自立支援医療（精神通院医療）受給者を含む。）
- ・ 発達障害のある人は、関係団体からの推薦に加え、市立小中学校特別支援学級保護者に対して協力を依頼。また、発達障害者支援センター「つばさ」の主催事業や地域活動センターにおいて協力を依頼。
- ・ 難病患者は、特定医療・障害福祉サービスを受給している人から無作為抽出。

【回収状況】

対象区分	調査人数	回収数	回収率
身体障害	2,198人	941人	42.8%
知的障害	993人	342人	34.4%
精神障害	1,500人	533人	35.5%
子ども	400人	167人	41.8%
発達障害	153人	104人	68.0%
難病患者	397人	193人	48.6%
合計	5,641人	2,280人	40.4%

(2) 調査員による聞き取り調査

市内在住の障害福祉サービス提供施設を利用している身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人に実施。

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	合計
25人	25人	25人	25人	100人

(3) 市政モニターアンケート（障害福祉施策について）

調査票の郵送及びインターネットにより障害のある人への理解や関心の程度等の調査を実施。回答者142名。

資料4 (次期)北九州市障害者支援計画【素案】に対する 市民意見提出手続の実施結果について

1 意見募集期間

令和5年12月20日(水)～令和6年1月19日(金) (31日間)

2 意見の提出状況

提出者数 10人・団体 意見総数 40件 (再掲の2件含む)

内 訳	意見件数
北九州市障害者支援計画(素案)全般について	3
総論について	1
第1章 計画の基本的な考え方	1
第2章 北九州市の現状	0
北九州市障害者計画について	33
第3章 北九州市障害者計画の概要	1
第4章 具体的な取組み	32
分野1 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止	3
分野2 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)	4
分野3 生活環境の整備(障害のある人に配慮したまちづくり)	1
分野4 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)	3
分野5 自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)	3
分野6 保健・医療の推進	3
分野7 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進) (※再掲を含む)	1
分野8 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進	4
分野9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (※再掲を含む)	10
第7期北九州市障害福祉計画及び第3期北九州市障害児福祉計画	2
第5章 計画の概要	0
第6章 成果目標及び活動指標等	2
1 成果目標	0
2 活動指標	0
3 地域生活支援事業	2
その他	1
合 計	40

3 意見の反映状況

内 訳	意見件数
① 既に記載済	12
② 追加・修正あり	9
③ 今後の参考とするもの	14
④ 追加・修正なし	3
⑤ その他	2
合 計	40

資料5 各施策に関連する「事業・取組み」一覧

分野1. 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進				
1-(1)-1	障害を理由とする差別の解消に向けた取組み			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業	障害者差別解消法及び市条例に基づき、相談体制の整備、地域協議会の運営、普及啓発活動、職員に対する研修等、障害を理由とする差別の解消を推進します。	1-(1)-4	障害福祉企画課
1-(1)-2	障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市政だより・ホームページを利用した市政情報の発信	点字版・音声版・テキスト版の市政だより発行、閲覧支援ソフト（音声読み上げ・文字サイズ変更等）によるホームページ運用を行います。	2-(1)-7	広報室広報課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（職員に対する研修）	不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行います。	1-(3)-1 1-(3)-2	障害福祉企画課
1-(1)-3	相談・紛争解決等を実施する体制の運用			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（相談体制の整備）	障害を理由とする差別に関する相談窓口として「障害者差別解消相談コーナー」を運営します。また、市条例に基づき、紛争解決を図るための「北九州市障害者差別解消委員会」を設置・運営します。	無	障害福祉企画課
1-(1)-4	人権施策の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業	障害者差別解消法及び市条例に基づき、相談体制の整備、地域協議会の運営、普及啓発活動、職員に対する研修等、障害を理由とする差別の解消を推進します。	1-(1)-1	障害福祉企画課
	市民への人権啓発の推進	「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、幅広い年齢層の市民を対象に様々な機会を通じて人権啓発を推進します。	無	人権文化推進課
(2) 権利擁護の推進、虐待の防止				
1-(2)-1	虐待の予防と早期発見			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者虐待防止の体制整備の推進	障害福祉サービス事業者の集団指導の機会を利用したり、定期的な障害者虐待防止研修を実施する等の啓発活動を行います。	無	障害者支援課
1-(2)-2	障害のある子どもの保護者への支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	子ども総合センターの運営	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。	無	子ども家庭局 子ども総合センター

	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	区役所相談窓口（障害者・高齢者相談コーナー及び子ども・家庭相談コーナー）での対応	「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。	無	障害者支援課、 子ども家庭局 子育て支援課
1-(2)-3	成年後見制度と成年後見人の支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	地域福祉権利擁護事業	知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に、金銭管理、障害福祉サービスの利用に関わる助言・相談・援助を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援します。	無	障害者支援課
	市民後見人養成事業・権利擁護・市民後見センター運営補助事業	専門職後見人（弁護士・司法書士等）不足を補う「市民後見人」の養成を行うと共に、法人後見業務を適正に行う団体の運営を補助します。	5-(2)-4	障害者支援課
	成年後見制度中核機関運営事業	地域連携ネットワークの中核的な機関である「北九州市成年後見支援センター」を中心に、成年後見制度の普及啓発や後見人支援等を行います。	1-(2)-4 5-(2)-4	障害者支援課
1-(2)-4	成年後見制度の利用環境の整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	成年後見制度中核機関運営事業	地域連携ネットワークの中核的な機関である「北九州市成年後見支援センター」を中心に、成年後見制度の普及啓発や後見人支援等を行います。	1-(2)-3 5-(2)-4	障害者支援課
1-(2)-5	成年後見制度の利用促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	法律相談及び成年後見制度利用支援事業（成年後見制度）	判断能力が不十分で身寄りのない精神障害のある人、知的障害のある人の福祉を図るため、成年後見制度利用支援事業により、市長申立て事務や資力に応じて費用の助成を行います。	5-(2)-4	障害者支援課
1-(2)-6	相談・支援の担い手による取組みの推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	身体・知的障害者相談員	障害のある人（障害のある子どもを含む）の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある人の福祉の増進を図ります。	5-(6)-4	障害者支援課
1-(2)-7	障害福祉サービス利用者等からの苦情対応			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、苦情解決に向けた措置を適切に講じるよう事業者等を指導するとともに、解決困難な場合は専門機関等を利用者に紹介するよう指導します。	無	障害者支援課
1-(2)-8	高齢者・障害者あんしん法律相談の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	法律相談及び成年後見制度利用支援事業（法律相談）	弁護士会の協力により、障害のある人及びその家族等が抱える「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など、民事・刑事上の法律にかかわる相談に応じます。	無	障害者支援課
1-(2)-9	精神科病院における虐待防止に向けた取組みの推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神障害者保健福祉対策事業	精神科病院における虐待の防止、早期発見、再発防止のため、必要な情報収集や適正な指導監督の実施に努めます。	6-(1)-5	精神保健・地域移行推進課

(3) 行政等における配慮の充実				
1-(3)-1	市における合理的配慮の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（職員に対する研修）	不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行います。	1-(1)-2 1-(3)-2	障害福祉企画課
1-(3)-2	市職員等の研修の実施			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（職員に対する研修）	不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方やその具体例等を示した「北九州市職員対応要領」に基づき、職員が差別の解消に向けて適切に対応するための研修を行います。	1-(1)-2 1-(3)-1	障害福祉企画課
	新規採用職員研修における福祉講義及び実習	職員研修において、障害者差別解消に係る研修や、福祉講義及び福祉実習を実施します。福祉実習では、視覚・聴覚に障害のある人の接遇や窓口対応での基本姿勢等、実践的な研修を行います。	無	総務局人事課
	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員の資質向上を図るため、研修等を実施します。	無	障害福祉企画課
	障害福祉に係る専門的・技術的指導	障害のある人への福祉サービスの向上のため、区窓口担当者へ専門的な研修等を行います。	無	地域リハビリテーション推進課
	精神保健福祉に関する教育研修	精神保健福祉業務に関わる行政職員や地域における支援者を対象に、精神保健福祉についての知識や対応方法等の研修を実施します。	6-(3)-1 6-(3)-3	精神保健福祉センター
1-(3)-3	市における行政情報の提供における配慮			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ホームページを活用した情報発信事業	インターネットを通じて、市の計画や取り組み等さまざまな情報の発信を行います。アクセシビリティに配慮したホームページ作成ガイドラインと支援ツールを整備しています。	2-(1)-1 2-(3)-1	広報室広報課
1-(3)-4	市における行政情報の提供における配慮			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	分かりやすい情報やサービスの提供	デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI（操作性のデザイン）・UX（使い勝手のデザイン）の向上を図り、障害のある人を含む全ての人々がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。	2-(3)-1	デジタル市役所推進課
1-(3)-5	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	「選挙のお知らせ」点字版、音声版の作製及び、市ホームページへの掲載	選挙公報の点字版及び音訳版を製作して配付するとともに、市ホームページに掲載して、障害特性に広く対応した情報提供を図ります。	2-(3)-4	行政委員会事務局選挙課
1-(3)-6	投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	投票所の段差解消	投票所入口等の段差にスロープを設置して、障害のある人や高齢者の利便性向上を図ります。	無	行政委員会事務局選挙課
	不在者投票の推進	病院や施設、郵便等による不在者投票を促進します。	無	行政委員会事務局選挙課

1-(3)-7	講習等における配慮の提供			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	資格試験等における配慮	市が認定する資格の取得等において、障害のある人に対し必要な配慮の提供を推進します。	無	関係部局
(4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進				
1-(4)-1	障害のある人の参画による啓発活動の実施			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（障害及び障害者理解の推進）	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	1-(4)-2 1-(4)-3 1-(4)-5	障害福祉企画課
	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	1-(4)-5 1-(4)-7 1-(5)-2 5-(6)-4	障害福祉企画課
	障害者週間啓発事業	障害者基本法に定められた障害者週間において、障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。	1-(4)-7	障害福祉企画課
	セルフヘルプグループ支援	精神障害のある人の回復、社会復帰、社会参加のためのセルフヘルプ・グループの活動とその重要性について広報・啓発する「セルフヘルプフォーラム」を開催します。また、「セルフヘルプフォーラム」の準備や各セルフヘルプ・グループ間の交流を目的とした「セルフハート会議」を開催します。	5-(6)-4	精神保健福祉センター
1-(4)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（障害及び障害者理解の推進）	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	1-(4)-1 1-(4)-3 1-(4)-5	障害福祉企画課
	人にやさしいまちづくりの推進（マーク）	外見からは分かりにくい障害のある人や難病の人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「助け合いのしるし」である「ヘルプマーク」などについて、障害のある人の利便性向上や市民の理解促進のため、普及啓発を図ります。	1-(4)-8 3-(4)-1	障害福祉企画課
	精神障害に関する啓発活動	出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図ります。	5-(4)-9 6-(1)-1	精神保健・地域移行推進課
	発達障害啓発事業	自閉症啓発デーの実施等を通して、発達障害についての普及・啓発に努めます。	5-(3)-5 一部再掲	精神保健・地域移行推進課
	精神保健福祉に関する啓発活動	精神障害のある人が社会参加しやすい地域づくりを推進するため、講義や施設見学、当事者の話を聞くことなどを通じて、精神保健福祉への理解者を増やします。	無	精神保健福祉センター
難病に関する啓発活動	難病に関する情報の収集、啓発及び提供、並びに教育活動、広報活動を通じた難病に関する正しい知識の普及を図ります。	5-(3)-6	難病相談支援センター	

	ことばと聴こえの相談事業	言語障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、言語障害に関する研修会・出前講演等を行い、障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。	5-(4)-5 5-(5)-6	地域リハビリテーション推進課
	若年性認知症対策事業	若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、支援者向け研修会の実施、本人や家族に対する必要な情報提供や相談支援を行います。	5-(3)-8	認知症支援・介護予防センター
1-(4)-3	障害のある人に配慮した設備・整備等の理解促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ふくおか・まごころ駐車場推進事業	福岡県のパーキング・パーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、福岡県と連携して、利用証の交付や制度の周知・啓発等を行います。	3-(4)-7	障害福祉企画課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（障害及び障害者理解の推進）	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	1-(4)-1 1-(4)-2 1-(4)-5	障害福祉企画課
1-(4)-4	学校における人権教育の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	人権教育推進事業	人権教育は学校・園が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、個々の人権を尊重し、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校・園の教育活動全体を通じて取り組みます。	無	教育委員会生徒指導・教育相談課
	特別支援教育の理解啓発	保護者や市民、関係機関などに対し、障害のある子どもや特別支援教育についての理解・啓発を行います。	無	教育委員会特別支援教育課
1-(4)-5	地域住民等との日常的交流の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	1-(4)-1 1-(4)-7 1-(5)-2 5-(6)-4	障害福祉企画課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（障害及び障害者理解の推進）	事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発活動その他必要な施策を推進します。	1-(4)-1 1-(4)-2 1-(4)-3	障害福祉企画課
	事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、地域との交流を図るよう事業者等に対し指導することで、地域住民との交流を促進します。	無	障害者支援課
	障害者理解の促進	市民が特別支援学校で使用する教材づくりに参加することで、特別支援教育の趣旨や「合理的配慮」の重要性に対する理解の促進を図り、共生社会の実現につなげていきます。	9-(3)-2	教育委員会特別支援教育課
1-(4)-6	幅広い広報と啓発活動の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（広報・啓発活動の推進）	市条例の内容を周知するための啓発冊子を策定し、市民や事業者に向けて啓発に努めることにより、差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指します。	1-(4)-7 1-(4)-8	障害福祉企画課
	こころのバリアフリー啓発事業（障害のある人の人権啓発事業）	障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、人権啓発冊子の活用や出前講演の実施などによる積極的な啓発活動を行います。	無	障害福祉企画課

1-(4)-7	障害者週間における啓発活動			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（広報・啓発活動の推進）	市条例の内容を周知するための啓発冊子を策定し、市民や事業者に向けて啓発に努めることにより、差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指します。	1-(4)-6 1-(4)-8	障害福祉企画課
	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	1-(4)-1 1-(4)-5 1-(5)-2 5-(6)-4	障害福祉企画課
障害者週間啓発事業	障害者基本法に定められた障害者週間において、障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。	1-(4)-1	障害福祉企画課	
1-(4)-8	「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者差別解消・共生社会推進事業（広報・啓発活動の推進）	市条例の内容を周知するための啓発冊子を策定し、市民や事業者に向けて啓発に努めることにより、差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指します。	1-(4)-6 1-(4)-7	障害福祉企画課
人にやさしいまちづくりの推進（マーク）	外見からは分かりにくい障害のある人や難病の人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「助け合いのしるし」である「ヘルプマーク」などについて、障害のある人の利便性向上や市民の理解促進のため、普及啓発を図ります。	1-(4)-2 3-(4)-1	障害福祉企画課	
(5) ボランティア活動等の推進				
1-(5)-1	障害のある人を支援する取り組みの促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
NPO活動・ボランティア活動の推進（市民活動）	市民活動サポートセンターでのNPO・市民活動に関する相談助言や情報提供を通じて、活動参加のきっかけづくりや交流機会の提供を行います。	無	市民文化スポーツ局市民活動推進課	
1-(5)-2	ボランティアの育成の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	1-(4)-1 1-(4)-5 1-(4)-7 5-(6)-4	障害福祉企画課
	障害者余暇活動支援者育成事業	障害のある人が自分らしく生き生きと暮らしていくため、当事者、家族、障害福祉サービス事業者、民間企業等も含めた余暇支援に関するネットワークを構築し、情報交換の場を設け、余暇支援活動の充実を図ります。	無	障害福祉企画課
	福祉・ボランティア教育用副読本の作成	小・中学生が、地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、教育委員会や関係団体等との協働により、福祉・ボランティア教育用副読本を作成し、配布します。	無	総務課
ボランティア大学校運営事業	ボランティア・市民活動の増進及び地域福祉の向上を図るため、ボランティア・市民活動及び多様な地域福祉活動を担う人材の養成を行います。	無	地域福祉推進課	

分野2. 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

(1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等				
2-(1)-1	行政情報の提供における情報通信機器等の配慮			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ホームページを活用した情報発信事業	日本産業規格である「JIS X 8341-3」の規格に準拠したホームページ作成ガイドラインに基づき、アクセシビリティに配慮したホームページを作成します。	1-(3)-3 2-(3)-1	広報室広報課
2-(1)-2	パソコンサポーターの活用支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	パソコンサポーター養成派遣事業（養成）	障害のある人の福祉に理解と熱意を有する人を対象に、パソコンやその周辺機器等の使用に関する支援方法の講座などを開催し、障害者パソコンサポーターとして養成します。	無	障害福祉企画課
	パソコンサポーター養成派遣事業（派遣）	パソコンやその周辺機器等についての支援を必要とする障害のある人に対し、その求めに応じてパソコンサポーターを派遣します。	無	障害福祉企画課
2-(1)-3	ICT機器の利用機会の拡大			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	デジタル・デバイド対策事業	デジタル技術が様々な場面で活用される中、障害のある人を含む全ての人が、情報の取得及び利用並びに意思疎通のために、ICT機器・サービスにアクセスでき、操作を習得できるよう、デジタル活用講座等を行います。	無	デジタル市役所推進課
	オンライン手続き相談窓口整備運用事業	障害のある人やデジタルに不慣れな人のため、区役所にオンライン手続きのリモート相談窓口を設置して、マイナ保険証や公金受取口座などのオンライン手続きに関する相談や操作支援を行います。	無	デジタル市役所推進課
2-(1)-4	北九州市障害福祉情報センターの充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	情報・コミュニケーション支援事業（障害福祉情報センター事業）	様々なハンディによって、情報を得る機会が制限される障害のある人やその家族に対し、行政や民間において発信されるイベント情報や保健福祉情報等を収集して情報一元化を図り、ホームページ等による情報提供を行います。	無	障害福祉企画課
2-(1)-5	視聴覚障害者情報提供施設の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	視聴覚障害者情報提供施設運営事業	点字刊行物及び視覚障害者用録音物の貸出及び閲覧事業、点訳奉仕員・音訳奉仕員・要約筆記者・盲ろう者通訳ガイドヘルパーの養成事業、聴覚障害者用字幕入りDVDの作製及び貸出事業、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳ガイドヘルパーの派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業などを通じて、視覚や聴覚に障害のある人の福祉の増進を図ります。	無	障害福祉企画課
2-(1)-6	聴覚障害のある人のための支援推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	補聴器誘導システムの貸出	会議や催し物を開催する団体・グループにヒアリンググループ（補聴器誘導システム）の貸出を行います。	無	障害福祉企画課

	奉仕員等養成・派遣事業	視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する奉仕員や通訳者等の養成（手話通訳者、要約筆者、盲ろう者通訳ガイドヘルパー、奉仕員（点訳・音訳、手話、要約筆記））及び派遣（手話通訳者、要約筆者、盲ろう者通訳ガイドヘルパー）を行います。	2-(2)-1	障害福祉企画課
2-(1)-7	視覚障害のある人への情報の提供に関する対応			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市政だより・ホームページを利用した市政情報の発信	点字版・音声版・テキスト版の市政だより発行、閲覧支援ソフト（音声読み上げ・文字サイズ変更等）によるホームページ運用を行います。	1-(1)-2	広報室広報課
	市議会広報	点字版・音声版・テキスト版の北九州市議会だよりを発行するなど、市議会の審議内容、制度、運営事項その他市議会活動に関する情報を市民に提供し、市議会に対する理解と関心を高めます。	無	市議会事務局 政策調査課
2-(1)-8	聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	手話通訳等派遣団体の紹介	聴覚障害のある傍聴者からの依頼を受け、手話通訳者等の派遣を行っている団体を紹介するなど、傍聴しやすい環境を整えます。また、A I 音声認識システムの導入について検討します。	無	市議会事務局 総務課
(2) 意思疎通支援の充実				
2-(2)-1	意思疎通支援者の派遣・養成の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	奉仕員等養成・派遣事業	視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する奉仕員や通訳者等の養成（手話通訳者、要約筆者、盲ろう者通訳ガイドヘルパー、奉仕員（点訳・音訳、手話、要約筆記））及び派遣（手話通訳者、要約筆者、盲ろう者通訳ガイドヘルパー）を行います。	2-(1)-6	障害福祉企画課
2-(2)-2	情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補聴器、意思伝達装置等）の購入、借受け又は修理に要する費用について補装具費を支給します。	5-(1)-1 5-(1)-5	障害者支援課
	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、情報・意思疎通支援用具などを給付します。	3-(1)-4 5-(1)-1 5-(1)-5	障害者支援課
2-(2)-3	意思疎通が困難な重度の障害のある人に対する支援の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	重度障害者等コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な重度の難病や音声機能の障害等のある方に対して、家族や友人、介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、リハビリテーション専門職が訪問し課題解決に向けた支援を行います。また、コミュニケーション支援に関わる医療・福祉関係者に対して対応力向上のための研修会を実施します。	無	地域リハビリテーション推進課
2-(2)-4	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることが困難な重度障害のある人が医療機関に入院した場合に、コミュニケーション支援員を医療機関に派遣し、重度障害のある人と医療従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為を受けることができるように支援します。	無	障害者支援課

(3) 行政情報のアクセシビリティの向上				
2-(3)-1	行政情報の提供の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ホームページを活用した情報発信事業	インターネットを通じて、市の計画や取り組み等さまざまな情報の発信を行います。アクセシビリティに配慮して読み上げソフトの導入、文字拡大機能を整備しています。	1-(3)-3 2-(1)-1	広報室広報課
2-(3)-2	行政手続きサービスの充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	分かりやすい情報やサービスの提供	デジタル技術を活用した情報提供やサービス提供に当たっては、UI(操作性のデザイン)・UX(使い勝手のデザイン)の向上を図り、障害のある人を含む全ての人がわかりやすく、使い勝手の良い環境づくりに努めます。	1-(3)-4	デジタル市役所推進課
2-(3)-3	障害のある人への災害・避難情報の提供推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	災害・避難情報の提供	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール(もらって安心、まもるくん)、ウェブサイト、ツイッター等を活用して積極的に提供します。	4-(1)-2	危機管理室
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	視覚または聴覚障害者への避難情報の提供	視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。	4-(1)-2	危機管理室
2-(3)-4	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	「選挙のお知らせ」点字版、音声版の作製及び、市ホームページへの掲載	選挙公報の点字版及び音訳版を製作して配付するとともに、市ホームページに掲載して、障害特性に広く対応した情報提供を図ります。	1-(3)-5	行政委員会事務局選挙課
2-(3)-5	障害特性に応じた分かりやすい情報の提供			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	分かりやすい情報の提供	ルビや写真・図、音声コードの活用、また、点字版やテキスト版、および、手話動画を作成するなど、分かりやすい情報の提供に努め、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。	無	関係部局

分野3. 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

(1) 住まい・住環境の整備				
3-(1)-1	市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市営住宅整備事業	市営住宅の既存ストックの有効活用を図りながら、老朽化の著しい市営住宅の計画的な集約建替えにより適切な供給を行います。	無	建築都市局住宅整備課、住宅管理課
	市営住宅定期募集における住宅困窮者募集（障害者世帯）	市営住宅の定期募集において、障害者世帯に対し一般抽選枠とは別に募集枠を確保する優先的な取扱いを行い、障害者世帯の居住安定確保を図ります。	無	建築都市局住宅管理課
3-(1)-2	一般住宅への入居支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	居住サポート事業	賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、家探しや入居に必要な手続の支援を行うとともに、入居を継続するための関係機関との連絡調整などを行い、障害のある人の地域生活を支援します。	無	障害者支援課
	居住支援協議会の開催	市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害のある人等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等に関する協議を行うとともに、高齢者・障害者住まい探しの協力店の紹介や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度、居住支援法人等の情報提供を行います。	無	建築都市局住宅計画課
	粗大ごみ持ち出しサービス事業	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。	無	環境局業務課
	ふれあい収集	介護保険の要介護2以上の単身世帯、障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯の方等を対象に玄関先での収集を実施します。	無	環境局業務課
3-(1)-3	障害のある人等に配慮した民間住宅等のバリアフリー化の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	「すこやか住宅」の改造助成	障害のある人等の自立支援や家族等介護者の負担を軽減するため、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改良するための経費の一部を助成します。	無	障害者支援課
	すこやか住宅普及事業	全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。	無	建築都市局住宅計画課
	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅「サービス付き高齢者向け住宅」について、住宅部局と福祉部局が連携して供給を促進します。	無	介護保険課、建築都市局住宅計画課
	北九州市健康省エネ住宅kitaQ ZEHの普及促進	ゼロカーボンシティの実現に向けて、住宅の脱炭素化に健康や快適性のメリットを感じ、自主的な取組みがなされるよう、事業者や市民に向けて情報を発信します。	無	建築都市局住宅計画課

3-(1)-4	日常生活用具の給付等			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。	2-(2)-2 5-(1)-1 5-(1)-5	障害者支援課
3-(1)-5	グループホームの整備促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	施設入所者の地域生活への移行（グループホームへの助成）	グループホーム開設時における備品購入費等助成事業の継続実施等により、施設入所者の地域生活への移行を促進します。	5-(4)-1	障害者支援課
3-(1)-6	障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	事業者指導	集団指導や実地指導等を通じて、防火安全体制の強化に向け、建築基準法、消防法の遵守について、事業者等を指導します。	無	障害者支援課
	民間建築物等指導業務（定期報告制度推進事業・違反建築物防止対策事業）	民間建築物の適切な維持管理のため、違反是正指導、防災指導、特定建築物等の定期報告等を行いません。	無	建築都市局建築指導課
	福祉施設等の防火安全対策	福祉施設等に対して消防同意や立入検査を通じ、防火安全対策を推進します。	無	消防局指導課
3-(1)-7	地域ぐるみの防災ネットワークの構築			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	自治会・町内会への加入促進	マンション等の加入促進に向けたマンション管理会社への働きかけを行います。また、地域コミュニティの重要性や自治会の必要性について幅広く理解を求めます。	無	市民文化スポーツ局地域振興課
	みんなde Bousaiまちづくり推進事業	災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指し、小学校区、町内会、マンションなど様々な単位で「地区防災計画」の策定を図るとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組みます。	4-(1)-3	危機管理室
	避難行動要支援者避難支援事業	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から自治会を中心とした避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、福祉専門職と連携し、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するなど、自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進します。	4-(1)-3	危機管理室
(2) 移動しやすい環境の整備等				
3-(2)-1	公共交通機関旅客施設等における配慮			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	公共交通機関旅客施設等における総合的な安全対策	公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、また人的な対応の充実など、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。	無	建築都市局都市交通政策課

3-(2)-2	公共交通機関のバリアフリー化の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	低床バスの導入促進	障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスにノンステップバスの導入を進めていきます。	無	交通局営業推進課
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	駅等の旅客施設におけるバリアフリー化	駅等の旅客施設における段差の解消やホームドア等の転落防止設備、案内設備等の導入について関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。	無	建築都市局都市交通政策課
3-(2)-3	公共交通機関以外の移動手段の確保			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、①身体障害者手帳が1級または2級の人(視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害)、②療育手帳がAの人、③精神障害者保健福祉手帳が1級の人(ただし、いずれも施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗り運賃相当額を助成します。	無	障害者支援課
	精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成	精神障害のある人が通所施設等へ通所する際にかかる交通機関利用時の運賃について、その実支出額(または定期券額)の半額(上限額5,000円)を助成します。	無	精神保健・地域移行推進課
	リフトバス運行事業	障害のある人の活動・外出を支援し、社会参加を促進するため、概ね10以上の障害のある人のグループが行う研修やレクリエーション等の活動に対し、リフトバスの運行を行います。	無	障害福祉企画課
	身体障害者自動車改造費助成事業	重度の身体障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。	無	障害者支援課
	障害者自動車運転免許取得助成事業	障害のある人の就労等を促進するため、障害のある人の運転免許取得に要する経費を助成します。	無	障害者支援課
	福祉有償運送運営協議会	道路運送法に基づき福祉有償運送運営協議会を設置し、非営利の送迎サービスである福祉有償運送の必要性や、実施に伴う安全性の確保、旅客の利便性などを協議する場を提供します。	無	地域福祉推進課
ユニバーサルデザインタクシー車両購入費助成	高齢者や車いす利用者など誰もが利用しやすい公共交通の実現のため、タクシー事業者のユニバーサルデザインタクシーの導入促進を支援します。	無	建築都市局都市交通政策課	
(3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進				
3-(3)-1	建築物のバリアフリー化の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	民間建築物等指導業務(バリアフリー対策関連)	バリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化基準」への適合、審査、検査及び認定業務を行います。	無	建築都市局建築指導課
3-(3)-2	都市公園のバリアフリー化			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	バリアフリーの公園づくり	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレ(バリアフリースイートイレ)の設置等を進めます。	無	建設局みどり・公園整備課

(4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進				
3-(4)-1	バリアフリーのまちづくりの推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	人にやさしいまちづくりの推進(マーク)	外見からは分かりにくい障害のある人や難病の人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「助け合いのしるし」である「ヘルプマーク」などについて、障害のある人の利便性向上や市民の理解促進のため、普及啓発を図ります。	1-(4)-2 1-(4)-8	障害福祉企画課
3-(4)-2	市街地の計画的な立地、整備の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	北九州市立地適正化計画	病床数200床を超える病院などの大規模集客施設を「誘導施設」に設定し、都心・副都心、地域拠点などの「都市機能誘導区域」に誘導します。	無	建築都市局都市計画課
3-(4)-3	道路のバリアフリー化			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	バリアフリーのまちづくり	誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、道路のバリアフリー化に取り組みます。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を行います。	3-(4)-4 3-(4)-6	建設局道路計画課
3-(4)-4	生活道路における歩行者等の安全な通行の確保			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	バリアフリーのまちづくり	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を設定し、警察と協力しながら、各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を行います。	3-(4)-3 3-(4)-6	建設局道路計画課
3-(4)-5	公共的施設のバリアフリー化の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	民間建築物等指導業務(福祉のまちづくり条例受付)	福祉のまちづくり条例に基づく届出の審査及び検査を行います。	3-(4)-7	建築都市局建築指導課
3-(4)-6	障害当事者との意見交換			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	バリアフリーのまちづくり	道路、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体が取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めます。	3-(4)-3 3-(4)-4	建設局道路計画課、建築都市局都市交通政策課
3-(4)-7	ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ふくおか・まごころ駐車場推進事業	福岡県のパーキング・パーミット制度である「ふくおか・まごころ駐車場」制度について、福岡県と連携して、利用証の交付や制度の周知・啓発等を行います。	1-(4)-3	障害福祉企画課
	モラル・マナーアップ関連条例推進事業	迷惑行為防止の周知・啓発、迷惑行為防止活動団体の支援、迷惑行為防止重点地区における巡視活動等を行い、迷惑行為のない快適な生活環境の確保を図ります。	無	市民文化スポーツ局安全・安心推進課
	民間建築物等指導業務(福祉のまちづくり条例受付)	福祉のまちづくり条例に基づく届出の審査及び検査を行います。	3-(4)-5	建築都市局建築指導課

分野4. 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

(1) 防災対策の推進				
4-(1)-1	北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	北九州市地域防災計画の策定	実際の災害で得た教訓をもとに、配慮を必要とする避難者への対応等について修正を行うなど、随時見直しを行います。	無	危機管理室
	防災啓発事業の推進	災害時に市民が命を守る適切な判断・行動がとれるよう、災害ごとにその特徴や避難の心得等を掲載した「防災ガイドブック」を全戸に配付します。	無	危機管理室
	地域防災支援等事業の推進	地域と連携・協力し、住民とともに災害に強いまちづくりを目指し、校区又は自治区会単位で地域に密着した各種防災対策に取り組みます。	無	消防局予防課
4-(1)-2	障害特性に配慮した情報伝達の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	災害・避難情報の提供	災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心、まもるくん）、ウェブサイト、ツイッター等を活用して積極的に提供します。	2-(3)-3	危機管理室
	視覚または聴覚障害者への避難情報の提供	視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。	2-(3)-3	危機管理室
4-(1)-3	地域ぐるみの防災ネットワークの構築			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	避難行動要支援者避難支援事業	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から自治会を中心とした避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、福祉専門職と連携し、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するなど、自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進します。	3-(1)-7	危機管理室
	みんなde Bousaiまちづくり推進事業	災害から命を守りぬくために、自ら命を守る「自助」意識の醸成や地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指し小学校区、町内会、マンションなど様々な単位で「地区防災計画」の策定を図るとともに、地域防災の新たな担い手の育成に取り組みます。	3-(1)-7	危機管理室
4-(1)-4	障害特性に応じた災害時支援の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	災害時障害者サポートマニュアルの活用	災害時等に、障害のある人が、個々の障害特性に応じた支援を得ることが出来るよう「災害時障害者サポートマニュアル」を活用した支援体制の推進に努めます。	無	障害福祉企画課
	避難所運営	地域防災計画に基づき、避難所における要配慮者の有無を把握し、必要に応じた職員の派遣や支援を行うなど、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を行います。	無	危機管理室
4-(1)-5	福祉避難所の確保			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	避難行動要支援者避難支援事業（福祉避難所）	高齢者施設・障害者施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所の設置を進めます。	無	地域福祉推進課

4-(1)-6	災害発生後の各種サービスの提供と災害時対応の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	事業者指導	集団指導や実地指導等を通じて、業務継続計画の作成を事業者等に指導し、災害発生時もサービスが提供できるよう促します。	無	障害者支援課
	災害時の投薬・透析などの医療提供体制の整備	災害時に設置される、市医師会災害医療・作戦指令センターで収集・分析した医療活動全体に関する情報等を活用し、投薬・透析などの医療の提供体制の整備を行います。	無	地域医療課
	こころのケア対策	災害発生時やその後の支援活動に必要な地域住民への「こころのケア」について、関係各課・関係機関向けに研修を行い、災害時の相談支援技能の向上を図ります。	無	精神保健福祉センター
4-(1)-7	要配慮者利用施設における災害対策			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	事業者指導	集団指導や実施指導等を通じて、災害の種類ごとの計画の作成や訓練の定期的な実施等を促進し、利用者の安全を守るための取り組みを進めます。 特に、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設の避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を定期的に調査し、事業者等の取り組みを促します。	無	障害者支援課
	要配慮者利用施設への警戒避難体制の整備	危険区域内にある要配慮者利用施設に対して、避難情報の配信や避難確保計画等の作成を促進します。	無	危機管理室、建設局河川整備課、各施設所管課
4-(1)-8	災害時の聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	あんしん通報システム	健康上特に注意が必要な高齢者や重度の障害のある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案等が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、緊急通報に対する民間警備員の駆けつけや医療・福祉スタッフの通年24時間体制の相談対応により、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	無	消防局予防課 保健福祉局長 寿社会対策課
	「ファクス119」 「NET119緊急通報システム」	聴覚や言語機能等に障害があり電話による119番通報が困難な人が、ファックスやスマートフォン等を利用して消防指令センターに緊急通報できる「ファクス119」や「NET119緊急通報システム」を運営します。	無	消防局総務課
(2) 防犯対策の推進				
4-(2)-1	聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	「ファックス110番」・「110番アプリシステム」	聴覚や言語機能等に障害があり電話による110番通報が困難な人が、ファックスやアプリを利用して110通報できる「ファックス110番」や「110番アプリシステム」について、市のホームページにより広報啓発します。	無	市民文化スポーツ局安全・安心推進課
4-(2)-2	犯罪被害の防止と防犯環境の整備促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	防犯カメラ設置補助事業	安全・安心な環境の構築に向けて、地域住民や事業者の犯罪の抑止を目的とする公共空間を撮影する防犯カメラの設置に対して、設置経費の一部を補助します。	無	市民文化スポーツ局安全・安心推進課

	防犯灯関連事業	夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行の安全を図るため、市と地元で分担しながら防犯灯を設置します。	無	市民文化スポーツ局安全・安心推進課
(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護				
4-(3)-1	障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	高齢者等に対する消費者被害対策の推進	高齢者等への啓発を行い、また、民生委員や介護事業者など見守っている人に啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し被害未然防止につなげます。	無	市民文化スポーツ局消費生活センター
4-(3)-2	消費者安全に関するネットワークの構築			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	各関係機関と連携した消費者被害対策の推進	いのちをつなぐネットワーク推進会議や各区民児協地区会長会などで情報提供を行うことで、きめ細やかで視野の広いネットワークを構築し、消費者被害の未然防止につなげます。	無	市民文化スポーツ局消費生活センター
4-(3)-3	消費生活相談体制の整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	消費生活相談体制の整備	消費生活相談員に対して、様々な研修を実施することで、相談員の能力向上を図り、より質の高い相談体制を整備します。	無	市民文化スポーツ局消費生活センター

分野5. 自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）

(1) 障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等			
5-(1)-1	障害の特性に配慮した適切な障害福祉サービスの提供の推進		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	5-(4)-1, 8 5-(5)-4, 5	障害者支援課
重度訪問介護	在宅で生活する常時介護が必要な重度の障害のある人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。	5-(4)-2	障害者支援課
同行援護	移動に著しい困難がある視覚障害のある人に対して、外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。	無	障害者支援課
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対して危険を回避するため、居宅内や外出先での必要な支援を行います。	無	障害者支援課
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	5-(4)-1 5-(4)-8	障害者支援課
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	無	障害者支援課
自立訓練（生活訓練）	自立した社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	無	障害者支援課
就労移行支援	一般企業等への就職を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	8-(2)-1	障害者支援課
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（A型＝雇用型）	8-(4)-1	障害者支援課
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（B型＝非雇用型）	8-(4)-1	障害者支援課
短期入所	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。	5-(4)-1, 8 5-(5)-4, 5 5-(6)-1	障害者支援課
共同生活援助	障害のある人に対して、主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。	5-(4)-1 5-(4)-8	障害者支援課
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	無	障害者支援課
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成し、障害のある人の自立した生活をきめ細かく支援します。	5-(5)-4	障害者支援課
地域移行支援	地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	無	障害者支援課
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	5-(4)-8	障害者支援課

関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は住宅改造助成を行います。	2-(2)-2 3-(1)-4 5-(1)-5	障害者支援課
移動支援事業	屋外での移動に困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促します。	5-(4)-5	障害者支援課
訪問入浴サービス事業	在宅で生活する常時介護が必要な重度の身体障害のある人で、自宅や通所サービス等で入浴することが困難な人に対し、看護師やヘルパーが乗車した移動入浴車を派遣し、入浴サービスを実施します。	5-(4)-2	障害者支援課
日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において監護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や障害のある子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	5-(4)-1,8 5-(5)-4,5 5-(6)-1	障害者支援課
補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具の購入、借受け又は修理に要する費用について補装具費を支給します。	2-(2)-2 5-(1)-5	障害者支援課
5-(1)-2	障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、事業者等に法令を遵守し、適切なサービスを提供するよう指導します。	無	障害者支援課
市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かなケアマネジメントが適切に行えるよう資質の向上を図る研修を実施します。	無	障害者支援課
北九州市障害者自立支援協議会の運営	自立支援協議会において障害福祉サービス従事者や行政職員等に向けた研修を行い、資質の向上に努めます。	無	障害者支援課 精神保健・地域移行推進課
発達障害者支援センターの機能の強化（事業所等職員人材育成）	発達障害者支援センター「つばさ」について、関係機関、福祉サービス事業所等職員の技術向上のための人材育成支援等の機能強化を検討します。	無	精神保健・地域移行推進課
5-(1)-3	障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、事業者等の処遇改善の取り組みを促します。	無	障害者支援課
障害福祉分野・障害児支援分野のICT導入モデル事業	障害福祉現場及び障害児支援現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、事業者等へICTの導入を支援します。	無	障害者支援課
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業	障害福祉の現場における介護業務の負担軽減、労働環境の改善等を推進するため、事業者等へロボット等の導入を支援します。	無	障害者支援課
5-(1)-4	障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
事業者指導	集団指導や実地指導を通じて、苦情解決に関する措置を適切に講じるよう事業者等に指導します。	無	障害者支援課
5-(1)-5	日常生活用具の給付等と普及促進		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
補装具給付事業	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具の購入、借受け又は修理に要する費用について補装具費を支給します。	2-(2)-2 5-(1)-1	障害者支援課

	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある在宅の障害のある人に対し、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は住宅改造助成を行います。	2-(2)-2 3-(1)-4 5-(1)-1	障害者支援課
	介護実習・普及センターの運営（福祉用具等の相談支援）	福祉用具の利用などについて専門職による相談支援を行います。また、介護の知識・技術や福祉用具の理解を広げるための講座等を行います。また、用具の選定や適合支援を行います。	無	地域リハビリテーション推進課
5-(1)-6	身体障害者補助犬の理解促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	補助犬啓発事業	補助犬に対する理解を促進するため、啓発につとめます。 身体障害者補助犬法の規定により、補助犬使用者又は受け入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行います。	無	障害福祉企画課
(2) 意思決定支援の推進				
5-(2)-1	意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市内相談支援事業所職員に対するケアマネジメント研修	市内相談支援事業所の職員が可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案を作成するために意思決定支援についての周知や、資質の向上を図る研修を実施します。	無	障害者支援課
5-(2)-2	障害福祉サービス等提供時における合理的配慮の提供の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	北九州市障害者自立支援協議会の運営	自立支援協議会において意思決定支援に必要な合理的配慮についての周知や、資質の向上を図る研修を実施します。	無	障害者支援課 精神保健・地域移行推進課
5-(2)-3	意思決定支援の質の向上と普及			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	北九州市障害者自立支援協議会の運営	自立支援協議会において、障害福祉サービス従事者や行政職員等に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の周知や研修を行い、資質の向上に努めます。 また、意思決定支援のあり方や意思決定を支える環境の整備について検討を進めます。	無	障害者支援課 精神保健・地域移行推進課
5-(2)-4	成年後見制度の適正利用の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	法律相談及び成年後見制度利用支援事業（成年後見制度）	判断能力が不十分で身寄りのない精神障害のある人、知的障害のある人の福祉を図るため、成年後見制度利用支援事業により、市長申立て事務や資力に応じて費用の助成を行います。	1-(2)-5	障害者支援課
	市民後見人養成事業 権利擁護・市民後見センター運営補助事業	専門職後見人（弁護士・司法書士等）不足を補う「市民後見人」の養成を行うと共に、法人後見業務を適正に行う団体の運営を補助します。	1-(2)-3	障害者支援課
	成年後見制度中核機関運営事業	地域連携ネットワークの中核的な機関である「北九州市成年後見支援センター」を中心に、成年後見制度の普及啓発や後見人支援等を行います。	1-(2)-3 1-(2)-4	障害者支援課

(3) 相談支援体制の充実				
5-(3)-1	関係機関相互の連携体制の強化			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	出張所における保健福祉相談事業	市民サービスの向上を図るため、大里、曾根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉等に関する相談対応や、申請の受付を行います。	無	市民文化スポーツ局総務区政課
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者相談支援体制の構築	「総合相談窓口」である障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の連携強化に努めます。	無	障害者支援課
	精神保健福祉相談	薬物・ギャンブル等依存症や、ひきこもりに関する課題を抱える当事者及びその家族等からの相談対応（複雑又は困難な相談及び指導）を行うことで、地域で安心して生活できるように支援します。	6-(1)-3	精神保健福祉センター
	自殺対策事業	地域における自殺対策を推進するため、自殺対策基本法に基づき、市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行います。 また、市役所内外の関係部局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材（ゲートキーパー）を育成します。	6-(1)-3	精神保健福祉センター
北九州市障害者自立支援協議会の運営	障害のある人が地域で安心して生活できるように、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域課題の解決に向けて、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市障害者自立支援協議会」の運営を行います。	5-(6)-1	精神保健・地域移行推進課	
夜間・休日精神医療相談事業	夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や、家族等の不安を軽減することで、地域生活を支援します。	6-(1)-2	精神保健・地域移行推進課	
5-(3)-2	北九州市基幹相談支援センターの充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者相談支援体制の構築	基幹相談支援センターにおいて対応困難事例の支援方法の検討や情報共有を行い、障害者支援に関する専門性の向上に努めます。また、地域の相談支援事業者に対する相談、助言、指導等を行うことで、市内の相談支援体制の強化を図ります。	無	障害者支援課
障害者相談支援事業	基幹相談支援センターにおいて、夜間・休日も24時間365日、いつでも電話相談を受け付けることができる体制をとっています。	無	障害者支援課	
5-(3)-3	重層的支援体制整備事業の実施			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」を実施します。	無	地域福祉推進課	
5-(3)-4	北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
北九州市障害者自立支援協議会の運営	自立支援協議会において、地域課題を抽出する体制や、専門部会の見直しなどを行い、地域の実情に応じた課題解決の為に協議を行います。	無	精神保健・地域移行推進課	

5-(3)-5	発達障害のある子どもや大人への支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	発達障害者総合支援事業	発達障害者支援センター「つばさ」が中心となり、各種相談支援や普及啓発及び研修等を行うなかで、発達障害(児)者及びその家族の福祉の向上に努めます。	無	精神保健・地域移行推進課
5-(3)-6	難病患者やその家族の支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	相談体制の充実	難病患者やその家族等の療養上、日常生活全般にわたる様々な悩みや相談に対応するため、難病相談支援センターを拠点とした相談体制の充実を図ります。	無	難病相談支援センター
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	難病患者等支援事業	地域における難病患者や家族が安心して療養生活を送ることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、患者・家族会等の支援を行います。	無	難病相談支援センター
	難病に関する啓発活動	難病に関する情報の収集、啓発及び提供、並びに教育活動、広報活動を通じた難病に関する正しい知識の普及を図ります。	1-(4)-2	難病相談支援センター
	難病相談支援センターの運営	難病相談支援センターを拠点として、難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や医療福祉関係者への情報提供、患者同士の交流の場の提供を行います。	6-(4)-2 8-(3)-2	難病相談支援センター
5-(3)-7	北九州市難病対策地域協議会の開催			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	難病対策地域協議会の開催	難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。	無	難病相談支援センター
5-(3)-8	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	高次脳機能障害支援の実施	高次脳機能障害のある人の社会復帰促進を図るため、相談支援や研修会を実施します。	無	精神保健・地域移行推進課
	若年性認知症対策事業	若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、支援者向け研修会の実施、本人や家族に対する必要な情報提供や相談支援を行います。	1-(4)-2	認知症・介護予防センター
5-(3)-9	地域リハビリテーション支援体制の構築			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	地域リハビリテーション連携推進事業	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成など、地域リハビリテーションの推進に取り組みます。	6-(3)-3	難病相談支援センター
(4) 地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実				
5-(4)-1	在宅生活を支える障害福祉サービスの充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	5-(1)-1 5-(4)-8 5-(5)-4, 5	障害者支援課
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	5-(1)-1 5-(4)-8	障害者支援課

関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
短期入所	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。	5-(1)-1 5-(4)-8 5-(5)-4,5 5-(6)-1	障害者支援課
日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において監護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や障害のある子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	5-(1)-1 5-(4)-8 5-(5)-4,5 5-(6)-1	障害者支援課
認知症行方不明者等SOSネットワーク	認知症高齢者等が徘徊行動により所在不明となった場合に、警察や郵便局、区役所、タクシー会社等とのネットワークにより、早期発見・早期保護を図ります。	無	認知症・介護予防センター
地域活動支援センターの運営	障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費の助成を行います。	8-(4)-1	障害者支援課
施設入所者の地域生活への移行（グループホームへの助成）	グループホーム開設時における備品購入費等助成事業の継続実施等により、施設入所者の地域生活への移行を促進します。	3-(1)-5	障害者支援課
共同生活援助	障害のある人に対して、主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。	5-(1)-1 5-(4)-8	障害者支援課
福祉ホーム事業	障害のある人の地域生活を支援するために事業者が設置する福祉ホームを運営するにあたって必要な経費について、補助金を交付します。	無	障害者支援課
5-(4)-2	障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
重度障害者訪問給食サービス事業	ひとり暮らしの重度障害のある人に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることによって、自立を支援するとともに安否確認を行い、異常時の対応を適切かつ速やかに行います。	無	障害者支援課
訪問入浴サービス事業	在宅で生活する常時介護が必要な重度の身体障害のある人で、自宅や通所サービス等で入浴することが困難な人に対し、看護師やヘルパーが乗車した移動入浴車を派遣し、入浴サービスを実施します。	5-(1)-1	障害者支援課
重度訪問介護	在宅で生活する常時介護が必要な重度の障害のある人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	5-(1)-1	障害者支援課
5-(4)-3	地域での生活を支える地域相談支援の充実		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
地域相談支援事業	障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行や地域生活を継続するための支援を推進します。	無	障害者支援課
5-(4)-4	地域生活支援拠点の整備		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
地域生活支援拠点等整備事業	障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制や、体験の機会・場の提供や生活の場への移行支援など、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備を行います。	無	精神保健・地域移行推進課
北九州市障害者自立支援協議会の運営	関係機関や関係団体と共に、本市の社会資源を活かした拠点等整備のあり方について具体的な検討を進めます。	無	精神保健・地域移行推進課

5-(4)-5	地域生活における活動支援の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	移動支援事業	屋外での移動に困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促します。	5-(1)-1	障害者支援課
	重度障害者大学等進学支援事業	重度訪問介護を利用している人、もしくは重度訪問介護の対象になる人に対して、大学等への移動と学校内での活動（排せつや食事等を含む）をヘルパーが支援します。	無	障害者支援課
	市立障害者施設の再整備	多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する社会福祉法人への譲渡を含め、市立障害福祉施設の再整備を進めます。	5-(4)-11	障害者支援課
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害福祉施設整備	障害のある人の住まいの場や日中活動の場を確保するとともに、その機能の充実を図るため、市立障害福祉施設の修繕・改修及び備品購入等を行います。また社会福祉法人等が設置する障害福祉施設の建設や大規模改修を助成します。	無	障害者支援課
	視聴覚障害者生活教室開催事業	視覚障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練・指導を行うとともに、情報を入手しにくい聴覚障害のある人に対して、社会生活上必要な知識を学ぶ機会や意見・情報を交換する生涯学習の場を提供します。	無	障害福祉企画課
	障害者社会適応等訓練事業（オストメイト）	ストマ装具の装着者の社会復帰を促進するため、装具の使用等について正しい知識を深めるとともに、社会生活に必要な基本事項について相談に応じます。	無	障害福祉企画課
	障害者社会適応等訓練事業（音声機能訓練）	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人の社会復帰の促進を図るため、食道発声訓練、人口咽頭による発声訓練等を行います。	無	障害福祉企画課
障害者社会適応等訓練事業（発声訓練）	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人の社会復帰の促進を図るため、発声訓練指導者を養成する講習会を開催し、発声法の指導実習等を行います。	無	障害福祉企画課	
中途視覚障害者緊急生活訓練事業	中途視覚障害者に対して、歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施するとともに、支援者の技術的研修や専門相談を行います。	無	地域リハビリテーション推進課	
ことばと聴こえの相談事業	言語・聴覚障害者（児）等のことばや聴こえに不安のある人に、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行います。	1-(4)-2 5-(5)-6	地域リハビリテーション推進課	
障害者社会参加推進センターの運営	障害のある人の地域における自立と社会参加を推進するため、障害者社会参加推進センターにおいて、講座の開催や、各種の情報収集及び提供を行うことにより、障害のある人、自らによる社会参加を効果的に推進します。	無	障害福祉企画課	
5-(4)-6	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者相談支援事業	障害のある人やそのご家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のための必要な援助等を行い、障害のある人の自立した生活を支援します。	5-(5)-1	障害者支援課
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	精神障害のある人が地域の一員として安心して生活できるよう、精神科医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等が協議の場を通じて重層的な連携を図ります。	5-(4)-8	精神保健・地域移行推進課	

5-(4)-7	精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神障害者地域移行研修の開催	精神科病院に設置される退院後生活環境相談員と地域支援事業者との合同研修等を行い、相談技術の向上と連携の促進を図ります。	6-(1)-4	精神保健・地域移行推進課
	ピアサポーターによる相談支援	ピアサポーターの養成を行うとともに、市民向けの講座や当事者家族、支援者に向けた研修でピアサポーターが体験談を話し、精神障害の理解を深める啓発活動を行う。	無	精神保健・地域移行推進課
	くらしとこころの総合相談会	複雑・困難な背景を抱える問題に弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がワンストップで応じ、自殺を考えるほど悩んでいる方の支援を行います。	無	精神保健福祉センター
5-(4)-8	精神障害のある人の在宅生活支援体制の充実、整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	精神障害のある人が地域の一員として安心して生活できるよう、精神科医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等が協議の場を通じて重層的な連携を図ります。	5-(4)-6	精神保健・地域移行推進課
	精神障害のある人へのアウトリーチの充実に向けた体制構築	精神障害のある人が継続して地域で生活できるよう、アウトリーチの充実を図るための体制の構築に向けて協議を重ねていきます。	無	精神保健・地域移行推進課
	居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	5-(1)-1 5-(4)-1 5-(5)-4,5	障害者支援課
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	5-(1)-1 5-(4)-1	障害者支援課
	短期入所	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。	5-(1)-1 5-(4)-1 5-(5)-4,5 5-(6)-1	障害者支援課
	日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において監護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や障害のある子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	5-(1)-1 5-(4)-1 5-(5)-4,5 5-(6)-1	障害者支援課
	共同生活援助	障害のある人に対して、主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。	5-(1)-1 5-(4)-1	障害者支援課
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から退所して単身で生活する障害のある人が、一定期間、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問、随時の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。	5-(4)-13	障害者支援課
	地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	5-(1)-1	障害者支援課
5-(4)-9	精神障害のある人への地域住民による支援の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神障害に関する啓発活動	出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図ります。	1-(4)-2 6-(1)-1	精神保健・地域移行推進課

5-(4)-10	医療的ケア等社会資源の整備促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	医療的ケアの必要な子ども等への支援強化	北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域生活を送る上で抱える困難さや課題に対し、保健・医療・福祉・保育・教育・その他の関係機関が連携し、必要な支援体制の構築や情報の共有に努めます。	6-(2)-3 7-(4)-3	障害者支援課
5-(4)-11	障害福祉施設の整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市立障害者施設の運営	市立の障害者施設の運営について、専門性を有する社会福祉法人などの民間活力を導入し、施設の適切な運営やサービスの向上を図ります。	無	障害者支援課
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市立障害者施設の再整備	多様化する利用者のニーズに応え、よりきめ細かいサービスを提供するため、意欲、ノウハウ、資金力等を有する社会福祉法人への譲渡を含め、市立障害福祉施設の再整備を進めます。	5-(4)-5	障害者支援課
5-(4)-12	触法障害者への支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	触法障害者支援事業	不起訴や執行猶予処分となった知的障害等のある人に、市・司法・福祉が連携して「継続的な見守り」や「効果的な就労支援」を行うことで、触法障害者の立ち直りを支援します。また、研修会の実施や取組の周知・啓発を通じて、触法障害者への支援ネットワークの構築を図ります。	無	障害者支援課
5-(4)-13	地域社会の仕組みづくり			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から退所して単身で生活する障害のある人が、一定期間、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問、随時の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。	5-(4)-8	障害者支援課
	いのちをつなぐネットワーク事業	高齢者をはじめ、支援を必要としている人が社会的に孤立することのないよう、住民と行政の力を結集し、地域における既存の見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくすることによって、地域全体で見守り、必要なサービス等につなげていく取り組みを行います。	無	地域福祉推進課
	障害のあるホームレスの自立支援	障害のあるホームレスへの支援を図るため、ホームレス自立支援センターと区役所や関連機関などとの連携を図り自立を支援します。	無	地域福祉推進課
5-(4)-14	発達障害者支援地域協議会の開催			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	発達障害者支援地域協議会の設置	当事者・家族、保健・医療・福祉関係者、子育て支援・教育関係者等による協議会を設置し、地域における課題を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等を行います。	無	精神保健・地域移行推進課

5-(4)-15	行動障害等のある人への支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	行動障害等支援事業	行動障害のある人とその家族を、地域関係者等が見守りや交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。 また、発達障害者支援地域協議会において、行動障害のある人とその家族を支える仕組みについて検討を進めます。	5-(3)-5 5-(4)-14 一部再掲	精神保健・地域移行推進課
(5) 障害のある子どもに対する支援の充実				
5-(5)-1	障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市立障害児施設の運営	市立の障害児施設の運営について、専門性を有する社会福祉法人などの民間活力を導入し、施設の適切な運営やサービスの向上を図ります。	無	障害者支援課
	障害者相談支援事業	障害のある人やそのご家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護のための必要な援助等を行い、障害のある人の自立した生活を支援します。	5-(4)-6	障害者支援課
	おもちゃライブラリーの運営	市内4ヶ所のおもちゃライブラリーにおいて、おもちゃの貸出、相談等を行います。	無	障害者支援課
	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育てできる環境整備を図ります。	無	子ども家庭局 子育て支援課
5-(5)-2	障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害児通所・入所支援	児童福祉施設（通所・入所）において、障害のある子どもに対して、日常生活の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。	無	障害者支援課
	放課後児童クラブの運営体制の充実	障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。 また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを推進します。	無	子ども家庭局 子育て支援課
5-(5)-3	障害のある子どもの保育等の利用推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害児保育の充実	障害児保育については、通常保育での受け入れに加え、一時保育や延長保育も行う。また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもは直営保育所を中心に、医療的ケアが必要な子どもについては直営保育所での受け入れを進めていく。	無	子ども家庭局 保育課
	親子通園事業	直営保育所が発達に不安のある子どもや育児に不安のある保護者等を親子で受け入れ、保育所での学びの体験や相談を通じて継続した支援を行います。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携しながら、子どもにとって適切と思われる機関への移行も支援します。	5-(5)-6	子ども家庭局 保育課

関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
幼児教育の振興	私立幼稚園施設の整備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の指導力、資質の向上を図ります。	無	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
子育て支援機能の充実	未就園児の親子登園や育児サークル支援、預かり保育事業などの実施を支援するとともに、保育所・幼稚園合同研修（障害児保育研修、カウンセリング研修等）を行い、子育て支援機能を高めます。	無	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
私立幼稚園特別支援教育助成事業	私立幼稚園における特別支援教育の充実のため、要支援児の受け入れに積極的に取り組む園（サポート園）と協定を結ぶ。市はサポート園に対し要支援児の受け入れに必要な人件費を補助し、保護者が就園先を探しやすいようにサポート園に関する情報提供を行う。	無	子ども家庭局 幼稚園・こども園課
5-(5)-4	児童発達支援等の支援体制の充実		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
障害児等療育支援事業	在宅の障害のある子どもの福祉向上を目的に、適切な療育を確保するために、専門的療育機能を活用した事業を行います。	5-(5)-5	障害者支援課
居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	5-(1)-1 5-(4)-1,8 5-(5)-5	障害者支援課
短期入所	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。	5-(1)-1 5-(4)-1,8 5-(5)-5 5-(6)-1	障害者支援課
日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において監護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や障害のある子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	5-(1)-1 5-(5)-5 5-(4)-1,8 5-(6)-1	障害者支援課
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成し、障害のある人の自立した生活をきめ細かく支援します。	5-(1)-1	障害者支援課
5-(5)-5	在宅で生活する重症心身障害のある子ども等への支援の充実		
関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
居宅介護	日常生活に支障のある障害のある人等に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	5-(1)-1 5-(4)-1,8 5-(5)-4	障害者支援課
短期入所	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。	5-(1)-1 5-(4)-1,8 5-(5)-4 5-(6)-1	障害者支援課
日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において監護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や障害のある子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	5-(1)-1 5-(5)-4 5-(4)-1,8 5-(6)-1	障害者支援課
障害児等療育支援事業	在宅の障害のある子どもの福祉向上を目的に、適切な療育を確保するために、専門的療育機能を活用した事業を行います。	5-(5)-4	障害者支援課

5-(5)-6	家族への支援体制の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ことばと聴こえの相談事業	子どものことばや聴こえに悩みを持つ保護者等からの相談に言語聴覚士が応じ、コミュニケーションに関する専門的な情報提供等を行います。	1-(4)-2 5-(4)-5	地域リハビリテーション推進課
	乳幼児発達相談指導事業（わいわい子育て相談）	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援します。	無	子ども家庭局子育て支援課
親子通園事業	直営保育所が発達に不安のある子どもや育児に不安のある保護者等を親子で受け入れ、保育所での学びの体験や相談を通じて継続した支援を行います。また、保健、医療、福祉、教育の関係機関と連携しながら、子どもにとって適切と思われる機関への移行も支援します。	5-(5)-3	子ども家庭局保育課	
(6) 障害福祉を支える人材の育成・支援				
5-(6)-1	障害のある人を支援する人の支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	短期入所	家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。	5-(1)-1 5-(4)-1,8 5-(5)-4,5	障害者支援課
	日中一時支援事業	介護している家族の疾病、冠婚葬祭、旅行等の理由により家庭において監護できない場合に、一時的に障害者支援施設などにおいて障害のある人や障害のある子どもを保護し、保護者の介護負担の軽減を図ります。	5-(1)-1 5-(4)-1,8 5-(5)-4,5	障害者支援課
	北九州市障害者自立支援協議会の運営	障害のある人が地域で安心して生活できるように、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域課題の解決に向けて、行政と民間が協議や連携を進めるための場である「北九州市障害者自立支援協議会」の運営を行います。	5-(3)-1	精神保健・地域移行推進課
障害児の長期休暇対策事業	夏休みの長期休暇中に特別支援学校において、自主的な活動をしている団体（PTA・実行委員会等）にボランティアを派遣し、活動を支援します。	無	障害福祉企画課	
5-(6)-2	精神障害のある人やその家族同士の分かち合い			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	家族会の支援・家族教室の実施	精神障害のある人の家族が集う家族会等への支援を行い、家族教室を実施するなど、分かち合いの場、情報交換の場などを提供することにより、不安解消に向けた取り組みを行います。	無	精神保健・地域移行推進課 精神保健福祉センター
ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり支援の拠点として、当事者や家族への相談支援、居場所づくり、ひきこもりに関する情報発信、関係機関の連携及び人材育成等を推進します。	無	精神保健福祉センター	
5-(6)-3	ペアレントメンターの育成			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
ペアレントメンターの養成	発達障害のある子どもの子育てを経験しているペアレントメンターが、子どもとの関わりや家庭での過ごし方、利用できるサービス、学校等との関わり等について情報提供を行い、保護者が抱える不安の軽減を行います。また、ペアレントメンターを養成し、その活動の充実を図ります。	5-(3)-5 一部再掲	精神保健・地域移行推進課	

5-(6)-4	ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	ピアカウンセリング事業	障害のある人やその家族の相談に同じ障害のある人が応じ、自立した生活に必要な情報提供や、障害受容等に向けて主に精神的なサポートを行います。	無	障害者支援課
	身体・知的障害者相談員	障害のある人（障害のある子どもを含む）の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力や「つなぎ」を行うことにより障害のある人の福祉の増進を図ります。	1-(2)-6	障害者支援課
	セルフヘルプグループ支援	精神障害のある人の回復、社会復帰、社会参加のためのセルフヘルプ・グループの活動とその重要性について広報・啓発する「セルフヘルプフォーラム」を開催します。また、「セルフヘルプフォーラム」の準備や各セルフヘルプ・グループ間の交流を目的とした「セルフハート会議」を開催します。	1-(4)-1	精神保健福祉センター
ボランティア活動参加促進事業	障害のある人に対して、障害福祉に関する啓発活動やまちのバリアフリー点検などのボランティア活動に参加する機会を提供するための支援を行うことにより、社会参加を促進します。	1-(4)-1 1-(4)-5 1-(4)-7 1-(5)-2	障害福祉企画課	

分野 6. 保健・医療の推進

(1) 精神保健・医療の適切な提供等				
6-(1)-1	市民のこころの健康づくり			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神障害に関する啓発活動	出前講演やリーフレットの配布、家族会活動への後援等を通して、広く市民に精神障害についての普及・啓発を図ります。	1-(4)-2 5-(4)-9	精神保健・地域移行推進課
6-(1)-2	精神科医療体制の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神科緊急・救急医療体制整備事業	福岡県、福岡市と共に福岡県精神科救急医療システムを運営し、緊急かつ救急の患者へ病院を紹介するなど、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行います。	無	精神保健・地域移行推進課
	夜間・休日精神医療相談事業	夜間・休日の精神疾患急変時等に相談できる窓口を設置し、精神障害のある人や、家族等の不安を軽減することで、地域生活を支援します。	5-(3)-1	精神保健・地域移行推進課
	かかりつけ医こころの健康対応力向上研修	かかりつけ医に対し、うつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、自殺リスクの判定の仕方、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得するための研修を実施します。	無	精神保健福祉センター
6-(1)-3	精神疾患の予防と早期発見・早期対応			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神保健福祉相談	薬物・ギャンブル等依存症や、ひきこもりに関する課題を抱える当事者及びその家族等からの相談対応（複雑又は困難な相談及び指導）を行うことで、地域で安心して生活できるように支援します。	5-(3)-1	精神保健福祉センター
	自殺対策事業	地域における自殺対策を推進するため、自殺対策基本法に基づき、市民に対し自殺対策について啓発を図るとともに、うつ病に関する知識の普及、メンタルヘルスケアに関する取り組み等を行います。 また、市役所内外の関係係局・機関との連携等により、自殺対策の推進体制の強化を図るほか、自殺予防に必要な人材（ゲートキーパー）を育成します。	5-(3)-1	精神保健福祉センター
6-(1)-4	精神障害のある人を支える人材の育成			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神障害者地域移行研修の開催	精神障害のある人の地域移行に携わる、病院、相談事業所、行政等の支援者に対し、研修会の実施等を通して、人材の育成や連携体制の構築を図ります。	5-(4)-7	精神保健・地域移行推進課
6-(1)-5	精神医療審査会等の適正な運営			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神障害者保健福祉対策事業	精神保健福祉法に基づき下記事業を実施します。 ・措置入院者医療費等公費負担事業 ・精神医療審査会や精神科病院実地指導等による精神科医療適正化事業 ・精神保健福祉審議会の運営 ・精神保健福祉相談等事業	1-(2)-9	精神保健・地域移行推進課

	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	北九州市精神医療審査会	精神医療審査会において、医療保護入院者等の入院届や定期病状報告の審査や、精神科病院に入院中の人またはその家族等から行われた退院・処遇改善請求に関する審査を行います。	無	精神保健福祉センター
6-(1)-6	精神障害者支援地域協議会の開催			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神障害者支援地域協議会	医療機関、警察、消防、行政等の代表者で構成し、措置入院の適正な運用の在り方等を検討します。	無	精神保健・地域移行推進課
(2) 保健・医療の充実等				
6-(2)-1	地域のかかりつけ医等の普及			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	かかりつけ医の普及啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」の普及啓発を図ります。	6-(5)-3	地域医療課
	かかりつけ歯科医の普及啓発	身近な地域で、日常的な歯科診療や歯科保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な専門医等を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」の普及啓発を図ります。	6-(5)-3	健康推進課
	かかりつけ薬剤師等啓発事業	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。	6-(5)-3	医務薬務課
6-(2)-2	市立総合療育センターとかかりつけ医の連携推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	総合療育センター医療機器整備	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るため、医療機器の更新や整備を行います。	無	障害者支援課
	かかりつけ医等による発達障害児早期支援	発達障害のある子どもの早期発見・早期支援に向けて、療育センターやかかりつけ医、多職種連携による切れ目のない支援体制について検討します。	無	精神保健・地域移行推進課
6-(2)-3	医療的ケアが必要な子どもの支援の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	医療的ケアの必要な子ども等への支援強化	北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域生活を送る上で抱える困難さや課題に対し、保健・医療・福祉・保育・教育・その他の関係機関が連携し、必要な支援体制の構築や情報の共有に努めます。	5-(4)-10 7-(4)-3	障害者支援課
	医療的ケア児コーディネーター事業	医療的ケアが必要な子どもやその家族を支援するため、相談業務等を実施し、必要に応じ、保健・医療・福祉・保育・教育等の必要なサービスを総合的に調整し、サービスの紹介や関係機関へのつなぎ等を行うコーディネーターを配置します。	無	障害者支援課
	医療的ケア児レスパイト事業	医療的ケアが必要な子どもとその家族を支援するため、介護負担軽減（レスパイト）を目的に利用した訪問看護費用の一部を助成します。	無	障害者支援課

6-(2)-4	口腔の健康の保持と増進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	口腔の健康の保持と増進	市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上及び歯科疾患予防の啓発に向けた取り組みを検討します。	無	健康推進課
6-(2)-5	医療費助成の普及			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	自立支援医療(育成医療)の給付	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、または心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能またはその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成します。	無	子ども家庭局 子育て支援課
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害のある人の身体上の障害を軽減・除去し、日常生活能力等の向上を図るため、指定する医療機関において受けた必要な手術や治療などの医療費等を助成します。	無	障害者支援課
	自立支援医療(精神通院医療)の給付	精神疾患のある人に対して、通院による医療費等を助成します。	無	精神保健・地域移行推進課
	重度障害者医療費支給制度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の人の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。	無	障害者支援課
(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保				
6-(3)-1	保健・医療を支える職員の資質向上			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神保健福祉に関する教育研修	精神保健福祉業務に関わる行政職員や地域における支援者を対象に、精神保健福祉についての知識や対応方法等の研修を実施します。	1-(3)-2 6-(3)-3	精神保健福祉センター
6-(3)-2	医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの専門的知識の普及			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	身体障害者福祉法第15条指定医師研修会	身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師を対象として、身体障害者診断書・意見書の記入内容の解説や、最新情報の提供を行い、障害程度の認定に関する技術の向上を図ります。	無	地域リハビリテーション推進課
6-(3)-3	保健・医療等関係者の地域ネットワークづくりや人材育成			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	精神保健福祉に関する教育研修	精神保健福祉業務に関わる行政職員や地域における支援者を対象に、精神保健福祉についての知識や対応方法等の研修を実施します。	1-(3)-2 6-(3)-1	精神保健福祉センター
	地域リハビリテーション連携推進事業	障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成など、地域リハビリテーションの推進に取り組みます。	5-(3)-9	地域リハビリテーション推進課

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進				
6-(4)-1	難病患者の医療費助成等			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特定医療費の支給	国が指定する難病の患者で、症状の程度が一定以上の人または高額な医療を継続することが必要な人に対し、指定難病や当該疾病に付随して発生する医療費の一部を助成します。	無	難病相談支援センター
小児慢性特定疾病医療費の支給	国が指定する小児慢性特定疾病の患者で、症状の程度が一定以上の人または高額な医療を継続することが必要な人に対し、小児慢性特定疾病や当該疾病に付随して発生する医療費の一部を助成します。	無	子ども家庭局 子育て支援課	
6-(4)-2	難病患者等の在宅療養の支援推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	難病支援に関する情報提供	難病サービスガイドやホームページ等により、医療費助成制度や福祉サービスをはじめ、医療相談会などの情報提供を行います。	無	難病相談支援センター
	難病相談支援センターの運営	難病相談支援センターを拠点として、難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や医療福祉関係者への情報提供、患者同士の交流の場の提供を行います。	5-(3)-6 8-(3)-2	難病相談支援センター
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	保健、医療、福祉関係者に対する研修等の開催	保健、医療、福祉関係者に対し研修等を開催します。	無	難病相談支援センター
小児慢性特定疾病児童等に関する相談支援	小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を行います。	無	子ども家庭局 子育て支援課	
(5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見				
6-(5)-1	各種健康診断の普及と関係機関の連携推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	各種健康診断	糖尿病等の生活習慣病の予防やがんの早期発見をするために、特定健診や各種がん検診、歯周病検診等を実施するとともに、健康診査の重要性の普及啓発に取り組み、受診促進を図ります。	無	健康推進課
新生児聴覚検査事業	聴覚の障害を早期に発見し、早い段階で適切な措置が講じられるようにするため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。 また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療養に取り組むための支援を行います。	無	子ども家庭局 子育て支援課	
6-(5)-2	周産期医療体制の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
産婦人科・小児科臨床研修医支援等事業	全国的に不足が生じている産婦人科、小児科医師の確保のため、医師会が主催する後期臨床研修や周産期医療に関する研修等への補助を実施します。	無	地域医療課	
6-(5)-3	地域・在宅での医療の提供体制の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	救急医療体制の維持・確保	夜間・休日における救急医療体制の維持・確保のため、急患センターの運営、テレフォンセンターにおける病院の紹介、輪番病院による初期救急体制等の整備を実施します。	無	地域医療課
かかりつけ医の普及啓発	身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」の普及啓発を図ります。	6-(2)-1	地域医療課	

	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	かかりつけ歯科医の普及啓発	身近な地域で、日常的な歯科診療や歯科保健指導を行うとともに、必要に応じて、適切な専門医等を紹介してくれる「かかりつけ歯科医」の普及啓発を図ります。	6-(2)-1	健康推進課
	かかりつけ薬剤師等啓発事業	市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。	6-(2)-1	医務薬務課
6-(5)-4	北九州市健康づくり推進プランの普及			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	各種健康診断及び受診促進事業	がんや糖尿病などの生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防を図るため、「北九州市健康づくり推進プラン」に基づき、がん検診等の各種健康診査及び受診促進事業を実施します。	無	健康推進課

分野7. 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

(1) インクルーシブ教育システムの推進				
7-(1)-1	多様な学びの場の整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を行う場の整備	児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。	7-(2)-1	教育委員会特別支援教育課、施設課学事課、教職員課
7-(1)-2	医療・保健・福祉等の関係機関との連携			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センター及び関係機関が、それぞれの機能を活かした相談支援を行います。また、関係機関と連携した相談支援を進めます。	無	教育委員会特別支援教育相談センター
7-(1)-3	障害のある子どもの就学先の決定			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	子どもの障害の状態や特性を理解し、本人や保護者の意見の聴取を行う就学先決定の仕組みを整えます。また、就学先等の変更について本人・保護者が相談できる、就学相談会を実施します。	7-(1)-4	教育委員会特別支援教育相談センター
7-(1)-4	障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	教職員や保護者に対して障害のある子どもへの合理的配慮の提供に対する助言を行うとともに、個別の教育支援計画の作成を支援します。	7-(1)-3	教育委員会特別支援教育相談センター
7-(1)-5	校内支援体制の構築			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	幼稚園・小・中学校等は特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもに適切な指導や支援を行います。	無	教育委員会教職員課、特別支援教育課
7-(1)-6	心身の発達が気になる子どもへの関わり			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	特別な支援が必要又は、その可能性がある幼児、その保護者、教職員に対する早期相談や早期巡回相談を実施し、関係機関との連携を図りながら適切な指導・支援についての助言を行います。	7-(1)-3 7-(1)-4	教育委員会特別支援教育相談センター
7-(1)-7	個別の教育支援計画に基づく支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	早期相談、巡回相談、教育相談等の場を通じて、障害のある子どもに対して必要な支援を一貫して行うための個別の教育支援計画について周知し、その作成に際して適切な助言を行います。	7-(1)-3 7-(1)-4 7-(1)-6	教育委員会特別支援教育相談センター
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	小・中学校に対して個別の教育支援計画に基づく適切な支援が行われるよう指導・助言を行うとともに、計画の内容が次の就学先や就労先に適切に引継がれるよう周知を図ります。	無	教育委員会特別支援教育課

	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	特別な支援が必要な幼児児童の情報について、小学校、特別支援学校入学時における相互の連絡体制、情報共有機能を強化します。	無	教育委員会特別支援教育相談センター
7-(1)-8	子どもたちに対する支援の検討会議の開催			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化	保育所、幼稚園と小学校、特別支援学校は、必要に応じて、校内支援委員会を中心とした子どもの支援に関する検討会議を開催し、個別の教育支援計画に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。	7-(1)-7	教育委員会特別支援教育課
(2) 教育環境の整備				
7-(2)-1	教育環境の維持改善			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を行う場の整備	児童生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。	7-(1)-1	教育委員会特別支援教育課、施設課、学事課、教職員課
	特別支援教育を行う場の整備	学校訪問によって本人・保護者のニーズに応じた適切な指導や支援、子どもの障害の程度に応じた教育活動が安全に実施できるよう関係課と連携して教育環境の維持改善を図ります。	無	教育委員会特別支援教育課
7-(2)-2	幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の体制整備の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが幼稚園、保育所、小・中学校に訪問して、障害のある子どもへの指導や支援について助言を行う訪問相談を実施します。	無	教育委員会特別支援教育課、特別支援教育相談センター
		センター的機能の拠点となる特別支援学校を中心に他の特別支援学校や関係機関と連携して相談や研修会を実施して、地域の小・中学校における特別支援教育の体制整備の促進を図ります。	無	教育委員会特別支援教育課
7-(2)-3	教員の専門性の向上			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	教職員の専門性の向上	教職員の特別支援教育に関わる専門性や指導力の向上を図ります。特別な支援を要する児童生徒に専門的な見地から適切な指導ができる教職員の育成を目指します。	無	教育委員会特別支援教育課、教育センター、特別支援教育相談センター
7-(2)-4	講師の配置による指導・支援の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する人の配置	障害のある子どもへの適切な指導・支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を図ります。	無	教育委員会教職員課、特別支援教育課
7-(2)-5	市立特別支援教育相談センターの専門的な支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	特別な支援を必要とする子どもやその保護者、学校・園に対して、関係機関と連携を図りながら就学相談・巡回相談・早期相談・教育相談を実施し、適切な指導や支援について専門的な助言や支援を行います。	7-(1)-3 7-(1)-4 7-(1)-6	教育委員会特別支援教育相談センター

7-(2)-6	障害のない子どもとの交流及び共同学習			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	「人権教育」研修	教職員が人権尊重の理念を認識し、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図り、自他の人権を守ろうとする態度や実践力を育むための学校や学級での取組について学ぶ。	無	教育委員会教育センター
7-(2)-7	指導方法に関する調査・研究の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	教育課程の推進	学校訪問や研修会を行い、障害がある子どもの教育課程の編成や適切な指導・支援について、教職員に対して指導助言を実施します。	無	教育委員会教育センター、特別支援教育課
7-(2)-8	情報通信技術の活用			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	教育課程の推進	I C T機器の活用による効果的な授業について研究を行い、その成果を研修会等を通じて教職員に周知します。	無	教育委員会教育センター、学校経営・教育指導課、特別支援教育課、教育情報化推進課
7-(2)-9	視聴覚教材を含む電子出版の活用と普及			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	適切な教科用図書の採択	子どもの実態や教育課程に応じた教科用図書が適切に採択され、効果的な活用が図られるよう、研修会を通じて周知を図ります。また、音声教材等の情報提供を行います。	無	教育委員会特別支援教育課
7-(2)-10	高等学校への就学の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	中学校に対して個別の教育支援計画に基づく適切な支援が行われるよう指導・助言を行うとともに、計画の内容が次の就学先に適切に引継がれるよう周知を図ります。	無	教育委員会特別支援教育課
7-(2)-11	重度障害者大学等進学支援事業の利用促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	重度障害者大学等進学支援事業	重度の障害のある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することで、大学等での修学を支援します。	無	障害者支援課
7-(2)-12	文化芸術に接する機会の確保			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援学校・特別支援学級合同作品展	特別支援学校8校と特別支援学級に在籍する児童生徒の製作した作品をオンデマンドで配信します。障害のある児童生徒の学習意欲及び自立と社会参加へ向けた意欲の向上等を目的としています。	無	教育委員会特別支援教育課
(3) 高等教育における支援の推進				
7-(3)-1	障害のある学生の修学環境の整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	施設のバリアフリー化の推進	学校入口及び各建物にスロープ及び自動ドアを整備し、身体障害のある学生の移動に支障が無いように配慮します。また、障害のある学生の自動車通学のために駐車場を確保します。	無	企画調整局企画課(北九州市立大学)

7-(3)-2	障害のある学生への修学支援の整備推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害学生支援	障害のある学生から、障害に起因する修学支援等の依頼があれば、本人との面談を行いニーズを確認し、可能な限り合理的配慮を行います。	無	企画調整局企画課（北九州市立大学）
7-(3)-3	学内の修学支援担当と他部署、関連機関、企業等との連携			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	キャリアセンターにおける就職支援	障害のある学生から、就職支援の依頼があれば、ハローワークや就労移行支援事業を行う機関等と連携し、支援を行います。	無	企画調整局企画課（北九州市立大学）
7-(3)-4	教職員に対する研修等の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	教職員への研修・啓発	教職員を対象に、障害のある学生の支援や障害・疾病・健康に関する理解を深めるための研修会等の啓発活動を行います。	無	企画調整局企画課（北九州市立大学）
7-(3)-5	入試や単位認定等の試験における適切な配慮の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	入学試験における配慮	障害や疾病などで、受験上の配慮を希望する入学志願者に対し、事前相談のうえで出願開始日の2週間程度前までに指定書類の提出を求め、審査した結果、必要と判断した措置を講じます。	無	企画調整局企画課（北九州市立大学）
	定期試験等における配慮	修学支援を希望する障害のある学生が、定期試験等について配慮を求めた場合、評価に関するダブルスタンダードは設けないものの、本人の態様に合わせ必要な配慮を可能な範囲で行います。	無	企画調整局企画課（北九州市立大学）
7-(3)-6	障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	情報公開	入試における受験上の配慮について公式ウェブサイトにて公開を行います。また、障害のある学生に対する修学支援に関する考え方や手続等を大学ホームページ上に掲載し、受験生が大学を選ぶ際の参考となるように努めます。	無	企画調整局企画課（北九州市立大学）
(4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援				
7-(4)-2	関係機関間での情報の共有と活用			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備	小・中学校に対して個別の教育支援計画に基づく適切な支援が行われるよう指導・助言を行うとともに、計画の内容が次の就学先や就労先に適切に引継がれるよう周知を図ります。	7-(1)-7	教育委員会特別支援教育課
	連絡体制・情報共有機能の強化	保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、教育支援計画等を効果的に活用し、必要な情報が引き継がれるよう連絡体制や情報共有機能を強化します。	無	子ども家庭局保育課、幼稚園・こども園課
7-(4)-3	ステージ移行時の情報の共有化			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	医療的ケアの必要な子ども等への支援強化	北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域生活を送る上で抱える困難さや課題に対し、保健・医療・福祉・保育・教育・その他の関係機関が連携し、必要な支援体制の構築や情報の共有に努めます。	5-(4)-10 6-(2)-3	障害者支援課

7-(4)-4	先進的な事例の収集と情報提供			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	教育課程の推進	特別支援学校授業改善支援訪問や特別支援教育コーディネーター連絡会議などを通して、障害のある子どもの指導や支援に関する指導・助言や先進的な取組みの情報共有を図ります。	無	教育委員会特別支援教育課
7-(4)-5	発達障害のある人やその家族に対する支援の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	発達障害者支援センターの機能強化	発達障害者支援センター「つばさ」を拠点として、情報発信や訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図ります。	5-(3)-5 一部再掲	精神保健・地域移行推進課
	専門的助言による支援	発達障害のある人に対する専門的な助言や関係機関への繋ぎを通じて、当事者及び家族が抱える負担の軽減を図ります。	5-(3)-5 一部再掲	精神保健・地域移行推進課

分野 8. 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

(1) 総合的な就労支援				
8-(1)-1	関連機関の連携による就労の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者就労支援事業	北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、就職を希望する障害のある人や障害のある人を雇用する企業に対し、就職から職場定着に至るまでの各段階で、障害特性に応じた支援を実施します。	8-(3)-1 8-(3)-2	障害福祉企画課
8-(1)-2	職業訓練の推進と事業主や市民への啓発			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者就労支援事業	北九州障害者しごとサポートセンター内に障害者就労プロモーターを配置し、職業能力開発の入口としての教育、福祉から就労への流れを形成するとともに、障害のある人の一人一人の態様に合わせた就労支援を実施します。	8-(2)-1	障害福祉企画課
	障害者雇用促進事業	障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。	8-(2)-2 8-(2)-3 8-(2)-4	障害福祉企画課
8-(1)-3	特別支援学校における就労支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	就労支援事業	障害のある生徒の就労や卒業後の自立に向け、基本的な生活習慣を十分に身に付けることができるよう、関係機関と連携して指導・支援の充実を図ります。	無	教育委員会特別支援教育課
	職場体験学習の受入れ	特別支援学校等の生徒を受け入れ、園内作業を行い、生徒が職業観や将来設計を考えるきっかけづくりを行います。また、作業を他者と共に行うことにより、他者と協力しながら作業を実施する行程についても学ぶ機会とします。	無	産業経済局総合農事センター
(2) 障害者雇用の促進				
8-(2)-1	一般企業への就労の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	5-(1)-1	障害者支援課
	障害者就労支援事業	北九州障害者しごとサポートセンター内に障害者就労プロモーターを配置し、職業能力開発の入口としての教育、福祉から就労への流れを形成するとともに、障害のある人の一人一人の態様に合わせた就労支援を実施します。	8-(1)-2	障害福祉企画課
8-(2)-2	障害のある人の雇用に対する理解促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者雇用促進事業	障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。	8-(1)-2 8-(2)-3 8-(2)-4	障害福祉企画課

8-(2)-3	障害のある人を雇用する企業の開拓と雇用の拡大			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者雇用促進事業	障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。	8-(1)-2 8-(2)-2 8-(2)-4	障害福祉企画課
	重度障害者等就労支援特別事業	重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場などにおける支援を行います。	無	障害者支援課
8-(2)-4	障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者雇用促進事業	障害のある人の就労支援や企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布などにより、障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。	8-(1)-2 8-(2)-2 8-(2)-3	障害福祉企画課
8-(2)-5	特例子会社制度の周知			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	企業における重度障害者雇用の促進	特例子会社制度の周知を図り、重度障害のある人の雇用を促進します。	無	障害福祉企画課
8-(2)-6	市の職場での就業機会の創出			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	北九州市職員採用選考	障害のある人を対象とする北九州市職員採用選考を実施します。	無	行政委員会事務局任用課 総務局人事課
	障害者ワークステーション事業	市役所内に設置している障害者ワークステーション北九州において、会計年度任用職員として雇用した障害のある人が専任指導員のもと、個々人の能力や障害特性に応じて、市役所各局から集約したデータ入力やラベル貼りなどの軽易な業務に従事し、その経験を踏まえ、企業への就職へつなげる取り組みを行います。	無	障害福祉企画課
(3) 障害特性に応じた就労支援				
8-(3)-1	障害の特性に応じた就労支援の充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者就労支援事業	北九州市障害者しごとサポートセンターを拠点として、一般就労を希望する障害のある人に対し、その人の能力や適性など障害特性に応じた就労支援を行うとともに、就職後の職場定着支援や職場開拓などを行い、支援の充実・強化を図ります。	8-(1)-1 8-(3)-2	障害福祉企画課
8-(3)-2	就労支援の充実と就労後の定着支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	就労定着支援	就労移行支援等を受けて、一般企業等に新たに雇用された障害のある人が就労の継続を図るために、当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。	無	障害者支援課
	障害者就労支援事業	北九州市障害者しごとサポートセンターを拠点として、一般就労を希望する障害のある人に対し、その人の能力や適性など障害特性に応じた就労支援を行うとともに、就職後の職場定着支援や職場開拓などを行い、支援の充実・強化を図ります。	8-(1)-1 8-(3)-1	障害福祉企画課

	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	難病相談支援センターの運営	難病相談支援センターを拠点として、難病患者の療養や就労等の相談対応をはじめ、難病患者や医療福祉関係者への情報提供、患者同士の交流の場の提供を行います。	5-(3)-6 6-(4)-2	難病相談支援センター
(4) 一般就労が困難な障害のある人に対する支援				
8-(4)-1	福祉的就労の場の確保			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型=雇用型)	5-(1)-1	障害者支援課
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(B型=非雇用型)	5-(1)-1	障害者支援課
	地域活動支援センターの運営	障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費の助成を行います。	5-(4)-1	障害者支援課
8-(4)-2	小規模共同作業所の事業移行の促進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者小規模共同作業所運営費補助事業	既存の作業所に対して、引き続き運営費の補助を行うとともに、障害福祉サービス事業所等への移行を促進します。	無	障害福祉企画課
8-(4)-3	工賃アップの取り組み			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	NUKUMORI(ぬくもり)プロジェクト推進事業	北九州共同受注センターが主体となり、施設製品等の販路拡大や効果的なPR、売上の増加などに取り組み、障害のある人の工賃アップや社会参加の促進を図ります。	無	障害福祉企画課
	事業者指導	就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行います。	無	障害者支援課
8-(4)-4	市役所における障害者優先調達の推進			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者支援施設等からの物品の買入れ等	障害者就労施設等からの物品購入や役務の提供について、本市における発注を促進することにより、施設における業務の確保や施設を利用する障害のある人の工賃アップ等を図ります。	無	障害福祉企画課
8-(4)-5	障害者自立支援ショップ等の支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者の自立支援ショップ運営補助事業	障害者就労施設等の製品等を専門に販売する自立支援ショップの安定した経営を支援するため、運営に対する助成等を行います。	無	障害福祉企画課
(5) 経済的支援の推進				
8-(5)-1	年金や諸手当の適切な支給			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害児福祉手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障害のある子どもに対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため手当を支給します。	無	障害福祉企画課
	心身障害者扶養共済制度	障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となった時に、障害のある人に対して毎月2万円(2口加入者は4万円)の年金を給付します。	無	障害福祉企画課

	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	重度心身障害者介護見舞金	市内に3ヶ月以上住所を有する重度障害のある人を常時介護している同居人、もしくは常時介護をする人がいない障害のある本人に対し、介護見舞金を支給します。	無	障害福祉企画課
	経過的福祉手当	特別障害者手当及び障害基礎年金が創設された際に、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の重度障害のある人で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できなかった人に対し、経過措置として手当を支給します。	無	障害福祉企画課
	特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳以上の在宅の重度障害のある人に対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため手当を支給します。	無	障害福祉企画課
	外国人重度障害者等給付金	国民年金法の改正により、国籍要件が撤廃された後も、制度的に障害基礎年金や老齢基礎年金が支給されない外国人の重度障害のある人や高齢者に対し、国の公的年金制度において解決が図られるまでの間の特別措置として、給付金を支給します。	無	障害福祉企画課
	「国民年金通信」の発行	「国民年金通信」を区役所国保年金課窓口で配布し、国民年金制度全般について周知を図ります。	無	保険年金課
8-(5)-2	利用料や運賃等に対する割引・減免等			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	福祉優待乗車証の発行	身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかを持つ北九州市民に対して、北九州市営バスの運賃が無料となる福祉優待乗車証を発行します。	無	交通局 総務経営課
	公の施設の使用料等の設定	公の施設の使用料について、「受益者負担の原則」の例外的な運用として、障害者手帳の提示による減免について、従前どおりの取扱いを継続します。	無	各施設等管理者
8-(5)-3	精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の働きかけ			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	公共交通機関運賃割引の要望	精神障害のある人に対する公共交通機関の運賃割引が、他の障害種別と同様に実施されるよう、国及び交通事業者等へ要望等の働きかけを行います。	無	精神保健・地域移行推進課

分野 9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備				
9-(1)-1	文化芸術活動を行う環境づくり			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者芸術・文化活動等推進事業	障害のある人の文化芸術活動を推進するため、障害者福祉会館等における文化芸術に関する講座の開催やステージ発表や作品作品展等の文化芸術活動の発表の場を設けるとともに、共催・後援を行う文化芸術活動に関する情報提供などの支援を行います。また、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、レクリエーション事業等を開催し、地域社会における様々な活動に参加するために必要な支援を行います。	9-(1)-5	障害福祉企画課
9-(1)-2	北九州市障害者芸術祭の開催			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者芸術・文化活動等推進事業（北九州市障害者芸術祭）	障害のある人の文化芸術活動の普及を図るため、活動の成果を発表する機会である「北九州市障害者芸術祭」を継続して開催します。	無	障害福祉企画課
9-(1)-3	文化芸術活動等に関する取り組みの支援			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者学習活動支援事業	在宅の障害のある人の自立の援助や生きがいを高めることを目的として、東部及び西部障害者福祉会館において、料理教室や文化活動、創作活動、及び社会適応訓練などの講習会を行います。	無	障害福祉企画課
9-(1)-4	障害のある子どもが文化芸術に触れ親しむ取り組み			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	心の教育推進事業	伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を教育活動全般を通じて推進します。	無	教育委員会学校経営・教育指導課、特別支援教育課
	ふれあいコンサート	市内の特別支援学校等で出張コンサートを開催し、障害児等を対象に、生の音楽を鑑賞し、音楽と触れ合う機会を提供します。	無	市民文化スポーツ局文化企画課
9-(1)-5	社会参加活動を行うための環境の整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者芸術・文化活動等推進事業	障害のある人の文化芸術活動を推進するため、障害者福祉会館等における文化芸術に関する講座の開催やステージ発表や作品作品展等の文化芸術活動の発表の場を設けるとともに、共催・後援を行う文化芸術活動に関する情報提供などの支援を行います。また、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、レクリエーション事業等を開催し、地域社会における様々な活動に参加するために必要な支援を行います。	9-(1)-1	障害福祉企画課
(2) スポーツに親しめる社会環境の整備				
9-(2)-1	障害者スポーツへの様々なニーズに対応できる取組み			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者スポーツ振興事業	スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復等を図るとともに、社会参加を促進するため、北九州市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣、各種スポーツ大会の開催や選手派遣への補助、及び巡回スポーツ・水泳教室などを行います。	9-(2)-3	障害福祉企画課

9-(2)-2	スポーツに親しめる環境づくり			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	北九州市障害者スポーツセンターの運営	障害者スポーツ振興の拠点として、障害のある人が安心して利用でき、健康・体力づくりから競技能力の向上まで、幅広いニーズに対応するとともに、すべての市民が健康づくり等のために気軽に利用できる施設の管理運営を行います。	無	障害福祉企画課
夢・スポーツ振興事業	小学生を対象に、オリンピック・パラリンピックに採用されている種目を、オリンピック・パラリンピック選手などトップアスリートから直接指導を受ける体験を通じて、スポーツに取り組む意欲を醸成する。	無	市民文化スポーツ局スポーツ振興課	
9-(2)-3	障害者スポーツ大会等の開催			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者スポーツ振興事業	スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復等を図るとともに、社会参加を促進するため、北九州市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への北九州市選手団の派遣、各種スポーツ大会の開催や選手派遣への補助、及び巡回スポーツ・水泳教室などを行います。	9-(2)-1	障害福祉企画課
9-(2)-4	「ふうせんバレーボール」の普及			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	小学生ふうせんバレーボール大会	障害の有無、種類、程度に関わらず、すべての人が一緒に競技することが出来る北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」を通じ、未来の社会を担う子どもたちが障害に対する理解を深め、支えあいの精神を育みます。	無	障害福祉企画課
9-(2)-5	北九州チャンピオンズカップ国際車いすバスケットボール大会の開催			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	国際車いすバスケットボール大会の開催	バリアフリーのまちづくり推進とボランティアや市民の参加意識高揚をより一層図っていくとともに、国内競技者の競技力の向上と国際交流に取り組みます。	無	障害福祉企画課
9-(2)-6	東京2020オリンピック・パラリンピック等のレガシー継承			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	大規模国際スポーツ大会等誘致事業	東京2020オリンピック・パラリンピックや、本市で開催した大規模国際スポーツ大会のレガシーを継承し、トップアスリートとの交流やイベントを通じたスポーツの振興を図ります。	無	市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室
(3) 多様な生涯学習の充実				
9-(3)-1	多様な学習活動を行う機会の提供と充実			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	生涯学習市民講座(地域全体で心のバリアフリーを推進)	地域全体で心のバリアをなくし、相互理解を深めていくため、障害のある子どもや大人、国籍・言語の違う子ども等を地域に受け入れ、地域の子どものと一緒に参加できる遊びや講座、様々な体験・交流活動等を実施します。	無	市民文化スポーツ局生涯学習課
9-(3)-2	障害のある子どもの文化芸術、スポーツに接する機会の確保			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	障害者理解の促進	障害のある子どもが文化芸術、スポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。また、このような取組に対する理解を一層推進するため、学校や家庭等への情報発信を充実します。	1-(4)-5	教育委員会特別支援教育課

9-(3)-3	市立図書館における読書環境の整備			
	関連事業、取組名	事業概要	再掲	所管課
	市立図書館における読書環境の整備	市立図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）を踏まえ、アクセシブルな書籍等の充実並びに利用しやすい施設・設備及びサービスの充実に取り組み、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めます。	無	教育委員会中央図書館運営企画課、奉仕課、子ども図書館

資料6 関連法律

1 障害者基本法（昭和45年（1970年）法律第84号）

昭和45年（1970年）に制定された心身障害者対策基本法が平成5年（1993年）に改正され成立した法律。障害のある人に係る基本的な法律であり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念・基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

（障害者基本計画等）

第十一条

1～2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～5（略）

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7（略）

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9（略）

2 障害者総合支援法（平成17年（2005年）法律第123号）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成17年（2005年）に成立した障害者自立支援法が平成24年（2012年）に改正され、平成25年（2013年）4月1日から施行された法律。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害のある人及び障害のある子どもの福祉に関する法律と相まって、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的

としている。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 児童福祉法（昭和22年（1947年）法律第164号）

昭和22年（1947年）、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。必要に応じ、随時、一部改正。全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを理念とする。

18歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。

（障害児福祉計画）

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の見込量
 - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係

る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 その他の法律等

○ 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成 18 年（2006 年）に国際連合において採択、平成 20 年（2008 年）発効。日本においては、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日に批准し、同年 2 月 19 日から発効している。この条約では、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

○ 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

昭和 25 年（1950 年）に成立した「精神衛生法」が昭和 62 年（1987 年）「精神保健法」に改正。その後、平成 7 年（1995 年）「障害者基本法」の成立に伴い精神障害者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、「精神保健福祉法」に改正されたもの。平成 11 年（1999 年）、平成 26 年（2014 年）に一部改正。精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。令和 4 年（2022 年）12 月一部改正。

○ 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

昭和 35 年（1960 年）に施行された身体障害者雇用促進法が昭和 62 年（1987 年）に名称改正されたもの。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。令和 4 年（2022 年）12 月一部改正。

○ バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

平成 6 年（1994 年）に制定されたハートビル法が平成 15 年（2003 年）に改正、その後、平成 18 年（2006 年）12 月 20 日に交通バリアフリー法と統合されバリアフリー新法として施行。高齢者、障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園並びに建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めている。平成 30（2018 年）年 5 月、令和 2 年（2020 年）5 月一部改正。

○ 発達障害者支援法

平成 16 年（2004 年）12 月成立、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日施行。発達障害の症状の発現後、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、

発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としている。平成28年(2016年)8月一部改正。

○ **障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）**

平成23年(2011年)6月成立、平成24年(2012年)10月1日施行。障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

○ **障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）**

平成24年(2012年)6月成立、平成25年(2013年)4月1日施行。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅で就業する障害のある人等の自立の促進に資することを目的としている。

○ **障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

平成25年(2013年)6月成立、平成28年(2016年)4月1日施行。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。令和3年(2021年)5月一部改正。

○ **難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）**

平成26年(2014年)5月成立、平成27年(2015年)1月1日施行。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるもの。令和4年(2022年)12月一部改正。

○ **成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）**

平成28年(2016年)4月成立、平成28年(2016年)5月施行。この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等

に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。平成30年(2018年)4月一部改正。

○ **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律**

平成30年(2018年)6月成立、施行。文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを鑑み、障害のある人による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

○ **医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**

令和3年(2021年)6月成立、令和3年(2021年)9月施行。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。

○ **障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)**

令和4年(2022年)5月成立、施行。全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることを鑑み、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

資料7 障害福祉サービス等一覧（活動指標に関するもの）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

①訪問系サービス

ア 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービス。ホームヘルプ。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人で、常時介護を要する人につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害のある人に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行うサービス。

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人等につき、外出時において、当該者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該者等が外出する際の必要な援助を行うサービス。

エ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人等であって常時介護を要する人につき、当該者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該者等が行動する際の必要な援助を行うサービス。

オ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービス。

②日中活動系サービス

ア 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害のある人であって、常時介護を要する人につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な

日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

イ 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

ウ 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

エ 就労選択支援

就労を希望する障害のある人又は就労の継続を希望する障害のある人であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当事者による適切な選択のための支援を必要とする人につき、短時間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性等の評価及び意向等の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援を行うために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他必要な援助を行うサービス。

オ 就労移行支援

就労を希望する人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人であって、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービス。

カ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人及び通常の事業所に雇用されている障害のある人であって、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする人につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。

キ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人のうち通常の事業所に雇用されていた障害のある人であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、通常の事業所に雇用されている障害のある人であって、当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上

のための支援を一時的に必要とする人及び就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。

ク 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービス。

ケ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービス。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

コ 福祉型短期入所

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害のある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービス。

サ 医療型短期入所

医療機関等が実施する短期入所の支援。

③自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害のある人の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行うサービス。

イ 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行者の定着に関する相談その他の援助を行うサービス。

ウ 施設入所支援

その施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の

支援を行うサービス。

④相談支援

ア 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害のある人を対象に、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害のある人等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサービス。

イ 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービス。

ウ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人について、常に連絡を取れる体制をつくり、障害の特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行うサービス。

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害のある子どもに対し、通所により、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行うサービス。

イ 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。

ウ 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害のある子ども又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害のある子どもであって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービス。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にあり、

児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他必要な支援を行うサービス。

オ 福祉型障害児入所施設

入所する障害のある子どもに対して、保護、日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設。

カ 医療型障害児入所施設

入所する障害のある子どもに対して、保護、日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の習得のための支援及び治療を行う施設。

キ 障害児相談支援

障害児通所支援の新規・更新の支給決定に際して、障害児の心身の状況等を勘案した障害児支援利用計画案及び計画を作成し、モニタリングを行うサービス。

資料8 用語解説

あ行

○ NET119緊急通報システム

北九州市内に居住又は通勤・通学している人で、聴覚や言語機能に障害や疾病等があり、音声による119番通報が困難な方がスマートフォン等の携帯端末を用いて119番通報できるシステム。(事前登録が必要)

○ ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと。コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般を指している。

○ 一時的休息 (レスパイト)

障害のある人をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。介護者自身の健康を保つために必要な休養や息ぬきの時間を確保することはもとより、介護者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としている。

○ 一般就労

企業等で、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係に基づき働くこと、又は在宅で就労すること。(⇒ 「福祉的就労」を参照)

○ 医療的ケア

たんの吸引や鼻、胃ろうなどから管を通して栄養剤を注入する経管栄養などの医療的介助行為のこと。ホームヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員等が行う医療的ケアについては、平成24年度の法整備により、研修を修了し、医療との連携により安全が確保されている等の一定の条件の下で実施されている。

○ インクルーシブ教育システム

障害のある者となない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。そのために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくこと。

○ ウェル・ビーイング (Well-being)

個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

○ 運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法第83条に基づき県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けての助言や調査、斡旋等を行う。

○ NPO

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。すなわち、企業のように利益を追求するのではなく、福祉や環境、国際協力、人権問題など社会の様々な課題を解決するという社会的使命（ミッション）の実現を目指して、市民が主体となって活動している組織や団体のこと。

か行

○ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的、専門的な相談業務を実施する機関。障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行う。

○ 強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

○ 苦情解決システム

福祉サービスの利用者が、提供者と対等な関係でサービスを選択できるよう、社会福祉法で規定された利用者保護のための制度のこと。利用者からの苦情や意見を幅広く汲み上げることがサービスの改善を図るという観点から、事業者に苦情解決の責務があることを明確化し、第三者が加わった施設内での苦情処理のしくみを整備して解決を図る。施設内で対応できない事例には、県社会福祉協議会に設置した苦情処理のための公正・中立な第三者委員会（運営適正化委員会）が解決を図るという2段階のシステムがある。

○ グループホーム

障害のある人が、世話人と共同で生活する施設。地域移行の実現に向けて、入所施設ではなく地域で日常生活ができるような基盤を整備することが必要である。

○ 言語聴覚士（ST）

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人々に対して、その機能の維持向上を図るため言語訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うリハビリテーション専門職。

○ 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などによる脳の損傷が原因となり、認知機能に起こる障害のことをいう。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などがあり、脳の損傷部位によって特徴が異なる。外見上は障害が目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が障害を十分に認識できていないこともある。

○ 工賃

障害福祉サービス事業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われるお金のこと。施設の生産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされている。

○ 合理的配慮

障害のある人から「社会的障壁を取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること。

○ 個別の教育支援計画

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりについて作成した計画。

さ行

○ 作業療法士（OT）

体や心などに障害のある人や障害の発生が予測される人に対し、トイレ、入浴等の日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊びなどの作業に焦点を当てた治療、指導、援助を行い、日常生活及び社会生活において自立した生活がおくれるように支援するリハビリテーション専門職。

○ サービス等利用計画

市町村が、障害福祉サービスの内容を決定するに当たり、障害のある人の個々のニーズや解決すべき課題等を踏まえ、適切なサービスを提供することを目的に、原則、相談支援事業所が作成するもの。

○ 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となるようなもので、利用しにくい設備や施設、利用しにくい制度、障害のある人を意識していない慣習や文化、障害のある人への偏見などのこと。

○ 周産期医療

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現される。

○ 重症心身障害

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した状態。

○ 障害者差別解消条例

平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」を補完し、市、事業者及び市民が協力して「障害を理由とする差別」の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すための条例。

○ 障害児、障害のある子ども

児童福祉法第 4 条では、「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。」と定義されている。

○ 障害者、障害のある人

障害者基本法第 2 条では、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されている。

○ 障害者職業センター

障害のある人に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害のある人の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する機関。

○ 障害者相談員(身体障害者相談員、知的障害者相談員)

● 身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障害のある人の福祉の増進を図るため、身体障害のある人の相談に応じるとともに必要な援助を行う。市町村により委託された民間の協力者。

● 知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う。市町村により委託された民間の協力者。

○ 障害福祉施設

障害のある人の福祉にかかわる施設の総称。施設には、入所施設(入所して生活自立訓練などを受ける施設)、通所施設(在宅の障害のある人が日中通って、機能訓練・就労訓練などを受ける施設)、生活施設(自立訓練のための生活の場)、交流施設(障害のある人同士、障害のある人と住民が交流できる施設)などがある。

○ 小規模共同作業所

地域における障害のある人の社会参加の促進を図ることを目的に作業訓練や生

活指導等の日中活動の場として、障害のある人、指導員、ボランティアを始めとする関係者で運営されている地域密着型の福祉施設。

○ 小児慢性特定疾病

18歳未満の児童(18歳以後も継続して治療が必要と認められる場合は20歳到達時まで)の慢性疾病のうち、長期にわたり療養を必要とし、生命に危険がおよぶおそれがあるもので、高額な医療費の負担を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病。

○ 重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものである。

(厚生労働省通知「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」より)

○ 消費生活相談員

消費者安全法に基づき県や市町村が設置する消費生活センター等において、消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する。消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認められた者から任用される。

○ 情報アクセシビリティ

情報の利用しやすさのこと。

○ 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）

● 育成医療

現在身体に障害があるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

● 更生医療

18歳以上の身体障害のある人で、障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

● 精神通院医療

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第五条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

○ 身体障害者、身体障害のある人

身体障害者福祉法第4条では、「身体障害者」とは、別表（身体障害者障害程度等級表）に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事（政令指定都市市長）から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。」と定義されている。

○ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）

● 盲導犬

視覚障害のある人を安全に歩けるように誘導する犬。

● 介助犬

肢体不自由の身体障害のある人のために、物の拾い上げ、運搬、着脱衣の介助等を補う犬。

● 聴導犬

聴覚障害のある人のために、ブザー音、電話の呼び出し音等を聞き分け、その人に必要な情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う犬。

○ 精神障害者、精神障害のある人

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されている。

○ 精神保健福祉士

精神障害のある人の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害のある人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。

○ 成年後見制度

知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行う際不利益をこうむることがないように、本人の権利と財産を守り支援するための制度。家庭裁判所で成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法定後見制度と、公正証書を作成する契約によって任意後見人を選任する任意後見制度に大きく分類できる。

○ セルフヘルプ活動

共通の問題を抱えた当事者により、問題の緩和や解決を図るための活動。

た行

○ 地域移行

病院に入院又は施設に入所している障害のある人が、病院や施設を出て、自ら選んだ住まいへ移ること。

○ 地域活動支援センター

障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を行うための施設。障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の一つとして位置づけられている。

○ 地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める機関。

○ 知的障害者、知的障害のある人

平成12年に厚生省（平成13年1月6日より厚生労働省）が行った知的障害児（者）基礎調査では、「知的機能障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。」と定義されている。

○ 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導（言語訓練・聴能訓練等）を通級指導教室・特別支援教室といった特別の場で受ける教育の形態。

○ 通所施設

障害のある人が日中通い、自立生活や就労のための訓練や生産活動や創作的活動などを行う施設。

○ 特定医療

指定難病の患者に対し、指定医療機関が行う指定難病に係る医療（⇒ 「難病」の項を参照）。なお、特定医療を受けるためには、市の支給認定を受ける必要がある。

○ 特別支援学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障害のある人、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障害がある人に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級。

○ 特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害のある人、肢体不自由又は病弱である人（身体虚弱を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

○ 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

○ 特別支援教育コーディネーター

校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割として、①校内の関係者や関係機関との連絡調整 ②保護者に対する相談窓口 ③担任への支援 ④巡回相談や専門家チームとの連携 ⑤校内委員会での推進役を担う者（教員）。

○ 特別支援教育相談センター（北九州市立特別支援教育相談センター）

市立総合療育センターや関係機関等との連携を統括し、各園等及び学校への巡回相談、教育相談、就学相談、通級相談などを行う教育委員会の組織の一つ。

○ 特別支援教室

児童生徒が通級指導教室の設置校へ通うことなく、在籍校で巡回指導教員（通級による指導担当者）から「自立活動」の指導を受けるという、通級による指導の形態。

○ 特例子会社

障害のある人の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社。厚生労働大臣の認定を受けた場合は、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を算定できることとしている。

な行

○ 難病（指定難病）

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。また、難病のうち、患者数が国内で一定の人数に達せず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾病であって、厚生労働大臣が指定した疾病を指定難病という。

は行

○ 発達障害

発達障害者支援法第二条において、「「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されている。

○ 発達障害者支援センター

発達障害のある人や子どもへの支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障害のある人や子どもとその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネッ

トワークを構築しながら、発達障害のある人や子どもとその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う。

○ バリアフリー

障害のある人が日常生活や社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。もともと住宅建築用語として登場し、道路・施設・交通機関などの段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人を含むあらゆる人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○ ハローワーク

国（厚生労働省）が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っている。障害者雇用についても、その促進を図るため、障害のある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

○ ピアサポート・ピアカウンセリング

自立生活などの経験を有しカウンセリング技術を身に付けた障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動。

○ ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就学や就労などの自宅以外での生活の場が6か月以上長期にわたって失われている状態。

○ 避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

○ 110番アプリシステム

聴覚又は音声・言語機能障害のある人がスマートフォン等からインターネット回線を通じて、文字や画像で緊急の事件や事故を警察本部通信指令課に110番するシステム。

○ ファックス110番

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、ファックスによって110番通報が行えるようにファックス受信機を警察本部通信指令課に設置し、事件や事故の早期対応を図るもの。

○ ファクス119

聴覚や言語等に障害があり、電話による119番通報が困難な方が、火事や急病等の緊急時にファックスで119番通報を行うシステム。（登録不要）

○ 福岡県福祉のまちづくり条例

平成10年4月1日に施行された条例で、平成11年4月1日から建築物の新築などの際に事前の届出が必要。高齢者、障害のある人等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的としている。

○ ふくおか・まごころ駐車場

商業施設や公共施設が県と協定を結んだ施設の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、障害のある人や高齢者、妊産婦など利用証の交付を受けた人が利用できる制度。

○ 福祉的就労

企業等に就労することが困難な障害のある人が、障害福祉サービス事業所等において生産活動を行うこと。(⇒ 「一般就労」を参照)

○ 物理的デバイス設置

車道の通行部分を局所的に狭くしたり、路面をなめらかに盛り上げること等により、物理的に自動車の速度を落とさせる対策。(例；狭さく、ハンパ、シケイン等等)

○ 放課後児童クラブ

児童の健全育成を図るために、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する取り組み。本市ではおおむね小学校区ごとに設置され、低学年や留守家庭の児童に限らず利用できる。

○ 法定雇用率

障害のある人の雇用の場を確保するため、障害者雇用促進法に基づき、企業や国、地方公共団体等において、一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないと定められた雇用率。法定雇用率未達成の企業からは一定の納付金が徴収され、法定雇用率を超えて障害のある人を雇用している企業には、障害者雇用調整金や報奨金として一定額が支給される。

○ 補装具

身体障害等のある人の身体機能を補完・代替する用具で、日常生活又は就労の効率の向上を図ることを目的に、その身体への適合を図るように製作されたものをいう。身体障害等のある児童については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長することを目的に製作される用具。(義肢、装具、車いすなど)

や行

○ 要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

○ 要約筆記

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳のこと。ノートやホワイトボードなどに手書きしたり、パソコンなどを使用してスクリーンに映したりする。

ら行

○ ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分される。

○ 理学療法士（PT）

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本的な動作能力の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援するリハビリテーション専門職。

○ リハビリテーション

単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すもの。

○ リフトバス

身体障害のある人が、車いすのままでも乗降できるように昇降機を備えたバス。